

第四十回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第三十五号

昭和三十七年四月二十七日(金曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 園田 直君

理事 彌三君 理事 高田 富與君

理事 渡海元三郎君 理事 丹羽喬四郎君

理事 太田 一夫君 理事 阪上安太郎君

伊藤 轍君 小澤 太郎君

龜岡 高夫君 久保田円次君

前田 義雄君 山崎 巖君

安宅 常彦君 川村 繼義君

滝井 義高君 二宮 武夫君

山口 鶴男君 門司 亮君

出席國務大臣

大藏 大臣 水田三喜男君

自治 大臣 安井 謙君

出席政府委員

大藏政務次官 天野 公義君

大藏事務官 谷村 裕君

(主計局次長)

大藏事務官 平井 勉郎君

(主計局給与課長)

文部事務官 杉江 清君

(管理局長)

自治政務次官 大上 司君

自治事務官 佐久間 彊君

(行政局長)

委員外の出席者

警視 長 前田 利明君

(警察庁警務局長)

大藏事務官 高柳 忠夫君

(主計官)

大藏事務官 宮田 貞夫君

(主計監査官)

文部事務官 清水 成之君

(管理局長)

文部事務官 清水 成之君

(管理局長)

自治事務官 松浦 功君

(行政局長)

自治事務官 松島 五郎君

(財政局長)

自治事務官 堀込惣次郎君

専門員 曾根 隆君

四月二十七日

委員和田博雄君辞任につき、その補

欠として滝井義高君が議長の名で

委員に選任された。

本日の会議に付した案件

地方公務員共済組合法案(内閣提出

第二〇号)(参議院送付)

地方公務員共済組合法の長期給付に

関する施行法案(内閣提出第一三六

号)(参議院送付)

○園田委員長 これより会議を開きま

す。

地方公務員共済組合法案及び地方公

務員共済組合法の長期給付に関する施

行法案の両案を一括して議題とし、審

査を進めます。

質疑を行ないます。通告があります

ので、これを許します。

質疑の前に一言委員長から申し上げ

ます。

昨日来各委員から要求されました資

料につきましては、政府各関係者は、

本法律案審議のために必要な最低の

資料だけは早急に準備、提出するよ

う、敝に委員長から要求いたします。

○佐久間政府委員 ただいま委員長か

ら仰せになりました点は、できるだけ

努力をいたします。

○園田委員長 伊藤轍君。

○伊藤轍委員 大藏政務次官に質問

をいたしますが、昨日大蔵省側は参議

院の都合で高柳主計官が参つておりま

して、答弁があつたのでありますが、

非常に不十分のためにおいで願つたの

でありますけれども、私の請求してお

るのは大蔵大臣でありまして、午後大

蔵大臣が来ましたら、私はまた質問す

ることを保留しておくことを前もって

委員長に申し上げておきます。

(委員長退席、渡海委員長代理着

席)

まず、昨日も質問したのであります

が、今回の地方公務員共済組合法の二

案につきまして、今まで各団体ばらば

らになつておつたものを一つに制度化

したということ、一段の進歩ではあ

ると思ひますが、大蔵省側は社会保障

制度の一端としてこれをお認めになつ

て考へておるかどうか。

○天野政府委員 社会保障の一端とし

て考へておるわけでありまして。

○伊藤轍委員 ちょっとわからぬで

すが、一端として認めるというのです

か。

○天野政府委員 社会保障として認め

ておるわけです。

○伊藤轍委員 社会保障すなわち社

会保障制度でしょうか。

○天野政府委員 社会保険でございます

す。

○伊藤轍委員 ちょっと伺います

が、社会保障と社会保険とは定義的に

どこが違うのですか。

○天野政府委員 もちろん社会保険は

社会保険の一端でございますが、社会

保険は社会保険であるということであ

ります。

○伊藤轍委員 今答弁がありました

ように、社会保険というのは社会保障

でありまして。さうに相なります

れば、私はこの制度を確立するため

に、国が直接この組合運営のために負

担をするのが原則であると思つたので

あります。ところが今度の制度は交付税

によつて、雇用者が負担をする建前に

なつておるといふことは筋が通らな

い。民主主義政治は、折り目正しく筋

の通つた政治行政でなければならぬと

思ふのでありますが、この点について

なぜかういふふうな交付税にしてし

まったのか。大蔵政務次官も御承知で

しょうが、この地方公務員の共済制度

につきましては、自治省を中心とし

て、過去三年の歴史がありまして、各

団体の陳情を受け、また内談をして、

私もその関係者の一人として、これは

必ず国家公務員と同様な、国の直接の

助成負担をとらせるといふような建前

で期待をさせておきましたところが、

昨年の年末におきまして期待が非常に

はずれてしまつた。自治省が大蔵省と

土俵で相撲をとつて、押し切られてし

まつたのではないかと、私は、私

ばかりでなくこれは関係者の世論であ

ります。そうして日本の保険制度ある

いは社会保障の一端を、折り目を正さ

なかつたといふことは、私ははなはだ

遺憾であります。この点についての

次官のお考えをお聞きしたいと思ひま

す。

○天野政府委員 おっしゃられるよう

な御議論は前々から承つておるところ

でございます。おそろく事務当局もこ

こで大蔵省の見解を申し上げたと思つ

ておるのでございますが、いろいろな

組合等の実例とか筋等を考えまして、

この際この問題につきましては、地方

公共団体がおもにやることにいたしま

して、国の方ではこれに負担をしな

い。しかしながらその反面、交付税を

引き上げることにによりまして、その中

にいろいろと算定をして、そうしてこ

の問題の運営に支障がないようにした

い、こういう考え方で措置をいたして

おるわけでございます。

○伊藤轍委員 一つの例を申し上げ

ますれば、町村吏員の恩給組合という

ものは、昭和十八年四月に内務次官通

牒で申し合はせて出発をいたしておる

のでございまして、終戦後二十六年ま

で、二十七年にこの恩給組合が法制化

をいたすまでは、国及び県が百分の六

の負担、町村の負担は百分の四、吏員

当人等に百分の二、こういうふうなわ

けで参つておるのを、二十七年から法

制化して、十パーセントの地方の財政、

交付税でやられたといふことは、過ぎ

たことではございしますが、私の納得し

ないところではあります。こういうふう

な、昔の内務官僚といわれる人が非常

な親切心を出して、そうして法律の委

第一類第二号 地方行政委員会議録第三十五号 昭和三十七年四月二十七日

一

任命令でやっておる事務が、きのうも申し上げましたが、日本の基準町村が二万七千人で、その役場に百三十九人の吏員がいるのでありますが、そのうち、パーセンテージから申しますと、三二・七％の事務の代行を法律命令でやっておるのです。時間をかけて差しつかえなかつたならば、全部私が調査したのを読んでもいいのであります。が、国民年金、児童措置費、民生委員関係のもの、教育費あるいは農業委員会関係、それから保健衛生費、主食集荷その他農林行政関係、委託統計費、戸籍関係あるいは人権擁護委員関係、外人登録関係、自衛隊関係、選挙関係でありまして、そのうち町村の負担をしないで済むものは、戸籍関係と外人登録と自衛隊の関係だけです。大小にかかわらず、それ以外は自己負担をしております。ところが基準財政から見ますと、これはおそろしく交付税で算定をしておられるのであります。ところが、これだけの事務をしておりますのに、国家はただ交付税に算定している。私は財政の金勘定、そろばんだけではこれはちよつとしただけないのではないかと思う。御承知のように、国家公務員の方はむろんであります、このほか厚生年金法、私立学校職員共済組合法、それから農林漁業団体職員共済組合法等の団体では、直接国がその一部を負担いたしている、これが事実であります。でありますからして、この関係から申し上げまして――憲法の第八章において地方自治が保障されている。この地方公共団体の職員の共済制度を一本化して、制度化するとき、特別に国が法律でできた団体は補助をしながら、地方自治

治団体に国が直接助成ができないということは、私は納得がいかない。戦争前には、昭和二十六年までは国が負担をしておる。これをただ財政のかげんでやる。きのうの主計官の答弁では、今地方の財源は豊かだからやめたのだ、豊かでないならまた考える、こういうふうな答弁では、この身元保障に対する方法としては、国としては確立していない、こういうふうな私は解釈をしていい、確立をしていない、保障制度というものはないのであります。それから、この交付税から引きさいて、特に自治省の案のように、国家が直接一部負担をして、他の農林団体と同等の扱いをする。農林団体の共済組合の方が、あるいは私立学校の団体の共済組合の方が、農林省から、あるいは文部省からかえってもらっております。憲法の条章に保障されている地方自治というものの対して、国家が直接出せない、旧憲法の時代には直接出しておいた、こういう実績があつて、昔の内務官僚よりも、今の時代の大蔵省あるいは自治省の考えが非常に民主的でないという感じがするのであります。こういうことに対して大蔵省はこれを改めて考え直すという考えはないのであります。

○天野政府委員 先生よく御承知のように、市町村共済組合とか地方職員共済組合、公共企業体共済組合等は国の負担が行なわれておらないということ、御承知の通りであります。しかしながら私学共済組合とか船員保険とかこういうものは、その沿革からいまして、国の方で負担をされているということ、これはせざるを得ない状況でございます。す。今度のこの地方公務員の共済年金制度の実施にあたりましては、地方公共団体の職員のために設けるといふこととでございしますから、地方団体がその負担をし、その責任をはっきりさせるということは当然の筋合いではないかと思うわけでありまして、地方団体の課税権を持っておりまして、自主財源も持っているわけでありまして、そのほか、国の方といたしましては、先ほど申し上げましたように、交付税の税率を上げる措置もいたしまして、今度はまた別途地方財源の増強という目的をもちまして、いわゆるボロ株と成長株と入れかえる措置をやっていることは御承知の通りでございます。従いまして、今までの筋合いからいまして、御審議も、財政の面から見まして、御審議願っている案で十分やっておりますのだ、かように考えているわけでございます。

○伊藤(機)委員 今答弁がありました、自治省の立案したものはきのうの答弁があったのでありますが、大蔵省側に請求した最初の案は、一部事務費の十八億である、給付金を一〇％国が負担すれば五十七億、合計七十五億を請求しておいたという答弁をしておるのではありません。それに対して今御答弁がありました交付税をふやしたというの、臨時処置の交付税は〇・三％でありまして、それを四にしてやりました。三というものは今まで自治体側の一つの権利といつては語弊がありますが、財政計画に入っておるものでありますから、今度は〇・一ふやした。〇・一といふのは十五億です。ですからきのうの答弁のように、今度は地方の財政は税収入がよくなるから、これは十五億でもそろばんが合うんだ、悪くなったときは処置するんだ、こういうふうなあやふやな答弁をしているために次官においで願つたのであります。この点はまことにそろばんが合わない。結局地方の財政を圧迫する。幾分でも県、市町村が自己資金ができて、いろいろな施設をやつたと思つても、こういうような圧迫があつてますますできない、こういうふうなことが如実に私ども見えるのであります。それを〇・一をふやしたからこれでまかないができておつたことは、ちよつと道理に合わないで、まかないができて、これでは先ほど申し上げましたように、制度としての確立化ができない。それは当然でありまして、それは一方は金を持てているから、一方で払うのが当然だといふふうな申し上げることは、社会保障――次官のおっしゃるように保障である、こういうことで考えまして、これは折目正しく、よその団体にも出しておるのでありますから、これは国費を必ず出して、日本の国が統く限り永久に地方公共団体の職員にありましますから、地方公共団体の職員の身元を保障するといふことを確立するの、一番よい制度である、私はかようにできてこそ、民主主義の地方自治の基礎であり、地方自治を確立させることろの土台であると思う。その意味においても、今回どうしても大蔵省がもつと大きく考えて、この事業の基礎を、今度は地方の税が逆に減つた場合には交付税をふやすといふような味わいを、私はきのうちよつと答弁で感じしたのであります。そういうふうな金がなければくれるぞ、金があればお前がや

れ、こういうものは保険制度ではないと私は思う。当人も今度は二一・五％のよけいな負担をするのであります。し、町村の団体が五五、一方が四五やるので、すから、このうち国費が相当額給付していくことがやはり当然の次第であると思う。そうすることによって地方自治の筋を通して、折目正しい民主主義の基礎ができる、こう私はかく信じておるのであります。次官のお考えはどうですか。

○天野政府委員 先ほど申し上げた通りでございますが、交付税は三税のほね返りを入れてくる分を勘定いたしました、〇・四の引き上げであるとかないとかいふ、ただ単にそういうことだけで財源の算定はできないと思うわけでございます。もとがふえれば、こちらの方の財源も十分ふえるわけでございます。

それから筋の問題でございますが、地方公務員の共済制度というのは、地方自治体とその職員でやっていくのがやはり筋であつて、そしてそれに対する財源措置等につきましては、国の方が、いろいろと交付税なり何なりという面であつて、かえつてさういふことでやっていく方が、かえつてさういふ筋が立つのではないかと感じております。

○伊藤(機)委員 答弁を聞きますと、政務次官の考え、思想と私は正反對で、国が当然出すべきものである。あなたは、国が出さないで地方の公共団体の財政でやるべきである、足りないところは基準財政で補う、ちよつとさういふのであります。これではのれんにすね押しで、何回やっても私は同じだと思ふ。かたく申し入れます

が、ぜひお考えを直して、そして私の
ような考えにおなりになって、近い将
来に——よその団体に直接経費を出し
ておるのでありますから、国の委任事
務が法律、命令で三分の一以上ある、
これをやらせておいて、身元保障に一
文も出さないということは、これは何
としても常識では通らない。遺憾もは
なはだしいものだ。それをどこまでも
のれんにすね押し式の答弁を聞くこと
は残念だ。こういうことをやっておれ
ば、しまいに——私は自治省ができて
から、町村合併という話を私はよく耳
にしますが、この町村合併の法律を
作って、無理にやるといふことは、私
は今でも反対の思想であります。自然
発生的なものにしなければならぬ。こ
れをやって、自治省に統制して——昔
私は町長をやった、全国の会長もやっ
たのでありますが、今の人を悪く言う
ようではありませんが、犬をならしたよう
にならしましたから、今度は市町村側
は何でも自治省の言うままになってお
る、自治省のおっしゃることは何でも
やってくる。こういうことでは昔の内
務省のようになる。昔の戦争前の町村
になる、市になるというおそれがある
と思います。この点から申しまして
も、今度のこれは職員の保障ではあり
ますけれども、こういうところから、
はつきり折り目を正されなかったなら
ば、私は十年たったならば内務省の復
活じゃないかと心配しておる。統制国
家の基礎は、やはり今までの実績から
申しますと、各市町村にあった。今は
憲法の保障があるのでありますから、
これは法律の許す範囲内で自由にやら
せる。ただ残念ながらこの日本の財政
が、地方の財政が豊かではありませんか

ら、やむを得ず交付税の制度を持って
参った。これに足をかけて、基準財政
でまかなうから、これはその方が筋が
通るといふふうなことを次官がおっ
しゃることは、まことに残念でありま
す。私は地方自治を考えるために、こ
れをかたく問うのであります。お考え
おきを願えませんか、どうですか、こ
れをお聞きしたい。

○天野政府委員 よく研究はさしてい
ただきますけれども、私どもの見解に
基づきました案といたしましては、御
審議を願っておる案を一番いい案であ
る、かように考えまして、お願いをし
ておるわけでございます。

○伊藤（税）委員 これでは私は何回
やっても、次官があまり答弁上手で逃
げてしまふから、次官とはやりません。
また大臣が来たらやりませう。保留して
おきますが、非常に遺憾であったとい
うことを申し上げて、またこのために
努力をするというお言葉がないように
ありますが、ぜひこれが解決するよう
に努力をしてもらいたいということを
私は強く要望を申し上げまして、質問
を終わります。

○太田委員 関連して一つお尋ねいた
しますが、今の御答弁は、伊藤先生の正
論に対してどうもそっけない御答弁を
なさっていらつしやるようですが、い
かなる御理念から出ているのか、私は
非常に不思議に思ふのです。昨日御配付
いただいた「地方公務員の退職年金制
度に関する各種審議会の答申」、こ
の二十六ページには費用負担という項
がありまして、その中には——この費
用負担というのは、地方公務員の退職
年金制度改正の方針についての地方制
度調査会の答申でございす。この

「負担割合」というところを拝見いたし
ますと、「社会保険制度に対する国の
責任を明確にするため、給付に要する
費用の一定部分を国が負担すべきであ
る。国家公務員共済組合の場合は十
パーセント、厚生年金保険の場合は十
パーセント、船員保険の場合は二十
パーセントを国が負担しているが、地
方公務員の場合は、国家公務員の場合
に準すべきである。」〇%ということ
で、国家公務員の場合に準ぜよという
答申が出ておる。元来調査会とか審議
会を作つて、その答申を出させて、それ
を踏みにじるのが最近の政府の常套手
段でございす。そういう悪いくせが
できておりますけれども、そうかと
いって、この場合でも〇%というの
を国庫が負担する。いわゆる一割国庫
負担というのは考えられない、〇・一
%の交付税だけあげておけばよろし
い、十五億でよろしい、こういうことを
おっしゃっていらつしやるのですが、
なぜ、この一割の国庫負担をすべきが
妥当だという費用負担の答申につい
て、あなたの方は今のような御答弁に
なつたのですか。その点をお伺いした
いと思ひます。

○天野政府委員 そういう答申のあつ
たことも存じております。そしていろ
いろと研究もし、数字の問題も考えま
して、そしてその結論として御審議願
う法案を作成するようになったわけで
ございす。

○太田委員 次官、最近飛鳥を落と
す勢いのいい官庁というのはどこだと
思つていらつしやいますか。あなたは
遠慮して御答弁になつていらつしやる
のですが、常日ごろ何ごとも大蔵省
の権威というのはすばらしいものであ

りまして、文部省も頭を下げるし、自
治省も頭を下げるし、厚生省も頭を下
げれば内閣総理大臣も頭を下げるとい
うようなことで、大蔵省に対しては何
とも頭が上がりません。何を持ってい
るか、金を持っているのだから、金を
持っているものが一番強いというのは
世俗のことわざでありますけれども、
それをあなたの方は如実に実践してい
る。しかし金を生かして使うために
は、理論をそれに並行してもらわなけ
ればならない。諸般の事情を考えると
いうと、一割国庫負担よりは〇・一%
の交付税によってやつた方がいいと考
える、国家負担も地方自治団体の負担
も同じ言葉であるというふうなことを
おっしゃっていらつしやうては、これ
は説明にならぬわけです。十五億の交
付税と一割の国家負担とは金額が違
うのでしよう。幾ら違うのですか。同じ
でありますか。

○高柳説明員 数字を御説明申し上げ
ますが、〇・一%の三十七年度の試算
では十五億でございす。一割国庫
負担のうち事務費の算定につきまして
は、きのう自治省からお答えしました
十八億という数字がございす。こ
れは一人当たりの単価が相当多額に計
上されております。従いまして国家共
済の単価及び従来市町村共済組合に交
付税上で見ている単価等を勘案してみ
ますと、大体四億程度でございす。

○太田委員 六十億弱といふのは五十
七億といふ数字でしよう。五十七億と
十五億とは——七十五億は事務費を入
れて七十五億で、十八億といふものが
事務費だとおっしゃつたから、それを
除いても五十七億といふのが残る、こ
れは算術です。だから五十七億程度
のものが一割国庫負担の金額に見合
うとするならば、十五億と五十七億と
はイコールということになる。十五億と
五十七億とがイコールであるといふの
が大蔵省の算術であるならば、われわ
れは今後納税をするときにそういう理
論を適用いたします。どうですか。

○高柳説明員 御指摘の、十五億と五
十七億とはイコールではございせん
ことはむろんのことでございます。大
蔵省の御説明といたしましては、
〇・一%が今回の地方共済年金の発足に
対する所要財源の措置だ、こういうふ
うに申し上げてはおらないのでござい
まして、きのうも申し上げましたよう
に、交付税といふものは三税とリンク
いたしておりまして、交付税も年々伸
びております。従いまして、交付税全
体の額と地方の所要財源とのバランス
を見て処置いたしましたわけでござい
まして、当然に地方共済年金の五十億と
〇・一%の十五億とは、財源措置の相互
連関関係の数字だとは考へておりま
せん。

○太田委員 それでは、あなたの一割
国庫負担に見合う財源、〇・一%の交
付税といふ十五億とその他は、ど
こから吸い上げる、どういふ名前の収
入をもつて充てたらいいとお考えに
なつていらつしやいますか。

○高柳説明員 かりに給付費の一割の
五十億を国庫負担いたしましたとしても、
残余の九割近いものはやはり地方が負
担をしなければならぬのでございま
して、これの所要財源といふものをど

う措置するかという問題は、かりに国庫負担を割いたとしても残るわけでございます。従いまして、大蔵省の考えとして、一割を国庫負担しない場合には、その九割の部分と一割の部分と合わせまして、地方の新たに必要とされる所要財源に対して、どう財源措置をしたらいいかというふうな観点から、地方財政計画なり交付税なりの措置を考へておるわけでございます。

○太田委員 その点についてやりますと時間が少し長くなると思います。従つて、今のお話では満足もできませんし、絶対わからない。そんなはずがないのです。答弁の食い違いばかりです。自治省においては安井自治大臣が四月五日参議院において、必ずしも一割の補助を出したくないということではないが、それを言っている限り解決ができないから、そういう事情があった、大蔵省の抵抗があったからやむを得ずそうしたのだと言っておる。あなたも科学的な説明をやってくれないければ、哲学みたいなことを言つて、あとへいったら悟れというような、そんなわけにはいきませんよ。これは数学です。その数学と政治の方向でございましょう。だから、そういうお答えはわれわれ満足することができませんが、関連質問ですから、以上で一応とめておいて、あとまたあらためてお伺いしたいと思ひます。

○渡海委員長代理 滝井君。
○滝井委員 地方公務員共済組合法について、他の制度と関連をしながら、二、三の重要な点について質問をしてみたいと思ひます。
まず第一に、わが国の公的年金制度は、厚生年金や国民年金のほかに、各種共済組合の長期給付等があるわけ

です。地方公務員共済組合というものはその一つとして加はるることになるわけですが、このような制度というものは一体どういう理由によつて別建ての制度として設けられるのかということですね、これをまず第一にお聞かせ願ひたいと思ひます。

実は委員長、これは大臣を呼んでいただかないと、こういう重要法案は次官では困るのです。根本論に入りますから、大臣に来てもらわぬと工合悪いですよ。百八十万から二百万の公務員のいわゆる老後を保障する重要な問題ですから、ぜひ大臣に出てもらひたい。それから大蔵大臣も一つ来てもらひなければいかぬ。これは当然のことです。

○渡海委員長代理 滝井君に申し上げます。御要望ももっともと思ひますが、ただいま大臣は、やむを得ず他の委員会に出席中でございますので、あき次第、出席することでございますので、御了承を賜りたいと思ひます。
○佐久間政府委員 各種の年金がそれぞれ違った制度で立てられておりますが、これは御指摘の通りでございますが、地方公務員を対象といたします退職年金の制度につきましては、従来から金の制度につきましまして、恩給に準じた制度を大体もとにして行なわれておつたわけでございます。公務員につきましまして、国の場合におきまして厚生年金や国民年金とは別に、共済組合による制度が設けられたわけでございますので、他の地方公務員につきましても国家公務員の例にならしまして、別建の共済組合方式による退職年金の制度を立案いたしましたわけでございます。

○滝井委員 今まででも恩給系統のもので共済組合系統のものがあるわけですが、これだつて本質的に大して違ひないわけですか。本人がこの制度よりか掛金を少なく出しておつたということと、あとは大して変わりはないわけですか。そうすると一体国民年金なり厚生年金というものがあつたのに、特に別建にしなればならぬという明白な理論的な根拠というものは、ただ国家公務員があつたから地方公務員もそうやるんだ、こうおっしゃるならば、国家公務員の共済制度はどシビアにまねをしておるかという、そうではないのです。今問題になつておるのは、あとに問題にしますが、ああいう問題について別な形をとつておるわけですか。国家公務員に地方公務員が準ずるんだ、こうなつておるんだ、共済制度も従つてそれと同じにしました、だからこれは厚生年金なり国民年金と別建にするのです。これはこれなりで筋が通つていくかも知れません、右へならえならば、一貫した理念を貫くならば、これはこれからやるところについても同じようなことに議論が集中していかないと、論理のつじつまが合はなくなるので

す。
〔渡海委員長代理退席、高田(富興)委員長代理着席〕
○佐久間政府委員 基本の建前といたしましては、地方公務員法の規定いたしておりますところでございますが、地方公務員の退職年金制度については、国家公務員の退職年金制度にならつて制度を作るといふ考え方をいたしておるわけでございます。ただ地方公務員につきましましては、国家公務員と

若干異なつた実態もございしますので、それらにつきましましては地方公務員の実態に合うように、特例と申しますか、若干の手直しはいたしておりますが、基本の大筋は国家公務員の制度に準じて立案をいたしておるわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、一体共済制度というものの本質は何なんだというのです。制度というものが、たとえば今あなたのおっしゃる通りに国家公務員が共済制度をとつておるんだ、だから地方公務員も共済制度になつたんだ、こういうことになれば、なぜ厚生年金なり国民年金に入れないかというところに対する答えにはなるかも知れません。それならば公務員だけが共済制度にみないくものなのか。そうじゃないでしよう。たとえば私立学校

の共済組合があるのです。それから農林漁業団体職員の共済組合もあるのです。これは同じような制度です。そうすると公務員だけじゃないのです。そうすると、いかなる理由で特殊な人だけに共済制度をとらなければならぬのか、この理論的な確立がなければならぬのです、そうでしよう。これを僕はいらぬの勉強してみたいけれども、これは僕らにはないのです。公務員だけがこういう制度を——公務員は国際的にも特殊のものだといわれております、これは一つの通説です。公務員はそういう特殊な制度を持つておるから、同じような特殊な制度を持つておる地方公務員も共済制度をとるのです、公務員特有のものなんだ、こういう形のものならばわかるのだけれども、そうでもない。私立学校にもありますよ、農林漁業団

体にもありますよ、こうなれば、共済制度とはどういふものか。どういふ人たちにこれを当てはめたら、こういう人々の老後とか病氣とかいふようなものを保障するに一番適切な制度なんだという理論づけが展開されなければならぬと思ひます。それが僕は勉強したけれども、寡聞にして、書いてある本もなく

てわからないのです。これを根本論から説明してもらひたい。従つて、これは大臣でなければどうも工合が悪いのです。これは国家公務員に右へならえをした制度をお立てになるのなら、どういふ理由でこういうものをやらなければならぬか、こういうことなのです。今までそれぞれの実態の特殊性とかアンバランスがあつたものを、一本の統一なものにどういふ理論的な根拠からしなければならぬか、こういうことが知りたひわけなんです。

○佐久間政府委員 私も保険年金制度全体につきまして専門的に研究をいたしておりますものではございませんので、満足な御答弁をいたしがねますことは大へん申しわけないことだと思ひますが、共済組合による方式は、公務員だけ当てはめる方式というわけではもちろんないと思ひます。退職年金をやつて参りますやり方の一つの型、方式であるかと思ひますが、それが国家公務員の場合におきましてそういう方式がいいということととられたわけでございますので、同じ公務員でございしますならば、国家公務員につきましても、地方公務員につきましても、同様な取り扱いをすることが、現在の公務員制度の建前でもございしますので、私どもといたしましては、それに

ならって共済方式による退職年金制度を立案したわけであります。

○滝井委員 そうすると、別に本質的な、理論的な検討をやったわけではない。国家公務員共済組合制度がすでに先行しておるから、地方公務員は身分その他が類似しておる。従って、自治省としては右へならえしたにすぎない、こういうこと、これはわかりました。

そうしますと、自治省と大蔵省と一緒に尋ねますが、この国家公務員の共済制度と地方公務員の共済制度は、社会保険ですか社会保険ですか。どちらです。

○佐久間委員 社会保険、社会保険という言葉の定義が必ずしも統一されておらないように存じますが、常識的に普通使われております意味におきましては、これは社会保険の一環としての制度である。さらにまた、この社会保険は広い意味では社会保険制度の一つである、このように理解をいたしております。

○滝井委員 社会保険でもあるし社会保険でもある。実は厚生年金法の第一条を「この法律は、労働者の老齢、障害、死亡又は脱退について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」、こうなっておるわけで、これは明らかに「保険給付」と書いてあります。ところが国家公務員にしても地方公務員にしても、その共済組合法の第一条を見てみると、保険給付という言葉は出ていないのです。それから同じく老後を保障する国民年金法の第一条を見てもらいたい。これは厚生年金のニ・ア・ン・スが

ちょっと違うのです。第一条には「国民年金制度は、日本国憲法第二十五条

第二項に規定する理念に基き」となっております。これは明らかに社会保障的なニュ・ア・ン・スがにじみ出てきておるわけですから、これは第一条に顯著にそういう形が現われてきている。国家公務員なり地方公務員の共済組合法を見ると「適切な給付を行うため、」こうなっておりますが、保険とも書いていなければ憲法二十五条とも書いていないのです。これは明らかに条文を見比べても相当違っている、ニュ・ア・ン・スが違っている。従って、この共済制度というのはどういふものなんだという、こういう疑問も出てくる。性格がない。今あなたのおっしゃるように、これは社会保険でもありませんし、社会保険でもありません。二足のわらじをはいておるような状態が見えるのです。あるいは三足ぐらいいはいておるのかも知れません。そういう感じがする。何か性格がいまいちもたないものだ。だからこれは今後のいろいろな掛金や給付の問題、国の負担を論議するときの非常に重要なポイントになってくるわけですね。これは大蔵省が国家公務員の共済組合法をお作りになるときに、どういふ観点からお作りになったかということですね。自治省は右へならえしておるのですから、まずそのもとからただしていく必要がある。これはもとが大蔵省です。

○高柳説明員 ちょっとお断わり申し上げておきますが、この担当の課長は給与課長でございますが、ただいまほかの委員会に出ておまして、代理の者も来ておりますが、私関係しておりますので、私の考えられるところをお答えいたしますが、国家公務員共済を

制定するにあたっての一つの基本的な考え方としたしましては、現行の国家公務員法の百七条に退職年金制度に関する規定がございます。そうして当時の恩給制度にかわって、将来は国家公務員の職員が相当年限忠実に勤務した場合に、退職後の種々の年金について新しい制度を作りなさい。そうしてそれを作る場合には健全な保険数理を基礎として認められなければならない、こういうふうな公務員法の規定がございます。いまして、恩給制度を改正するにあたってとるべき制度としては、こういった社会保険的な保険数理に基づいた共済年金制度ができたかと思うのでございます。

○滝井委員 そうしますと、この共済制度というものは、健全な運営をやるために健全な保険数理に基づいてできている。従ってこれは社会保険的なものなんだ、こういうことになりましたか。——わかりました。ではそういう意味から論議を進めていきますから忘れないように……

そうしますと、国家公務員の共済組合法並びに地方公務員の共済組合法に於いても、その第一条というものはほとんど同じです。いわばまる写しです。ただ違うのは、地方公務員と書いておるのを国家公務員の方は国家公務員と書いてあるだけです。あとは同じです。そうしてこの地方議会議員の年金制度のところは、国家公務員にはないだけで、あとは大体全部同じです。

ですから、共済組合の本なんかをお書きになって、国家公務員のこの方面におけるなかなかのベテランらしいですが、おそらくあの方は、日本のこういう方面のこういう事務をやる人に指導する本なんか出しているくらいだから、代表的な権威だろうと思ひます。

りっぱな本をお出しになっておるから。そういう人たちの書いたものを見ても、この共済組合というものが、ここに書いておる公務の能率的運営に資するといふ、いわばこれは別な言葉で言えば、労務管理的な色彩を持っていますといふことを意味するわけですね。あるいは人事管理的な色彩を持っていますといふことを意味するわけですね。こういう面があるから、共済組合の制度というものは、厚生年金より高い水準の給付をやるのだ、これが共済制度が他の老後を保障する厚生年金等々と、ちょっと違うところなんだというこの理由としておるわけですね。これについてはあなたの方の見解はどうですか、これは自治省、大蔵省とちうでもけっこうです。これに対するあなたの方の御見解はどうですか。

○佐久間政府委員 私どもも同様に考えております。

○滝井委員 そうしますと、国家公務員なり地方公務員の共済組合制度というものは、数理を基礎に置く社会保険的な性格を濃厚に持っているのだ、一方においては労務管理的、人事管理的な面を持っている、こういうことも理解して差しつかえないわけですね。そうしますと、そういう労務管理的な、人事管理的な面を持っているものが、今度は一方においては相互救済を目的としているのです。そして相互救済とい

うことは、これはそういうものが出てこないことを意味するわけですね。たとえば健康保険にしかないので、相互救済というようなことは、これはそれぞれの中小企業、農民の皆さんが集まって、そしてお互いに掛金をかけて、足らない分は社会保障的なあるいは社会保険的なもの、あなたの方の言葉でいうものかもしれませんが、国から出してもらう、そしてこう運営して

いっているわけですね。そうしますと、労務管理的な社会保険的なニュ・ア・ン・スが強いものに、今度は相互扶助的なものが入ってきた、従って、この制度においては国も百分の五十五出しますよ、あなたたちも百分の四十五出さないよ。いわばほとんど負担の折半に近い形をとっているわけですね。そこが相互救済といふことになったのだと思うのです。そうしますと、何か労務管理的なものとの相互救済的なものとが矛盾する感じがするのですかね。これは一体どう説明をしていただけたら

○佐久間政府委員 御指摘のように、相互救済を目的とする社会保険的な制度だというのが主たる建前であると思うのでございまして、それにあわせて、公務の能率的運営に資するといふ意味において、公務員制度の一環としての意味を加味している、かように私どもは理解をいたしているわけであり

○滝井委員 そうすると、自分、君たちも金を出せ、こう言っておいて、今度はその制度を使って人事管理、労務管理をやるといふことは、ちょっとおかしいような感じがしますがね。近代における社会保険立法なり、社会保

立法においては、おかしくなる。いいですか。金はお前たちが出すのだぞ、そして事務の能率をうんと上げてもらうのだ、しかしこの制度は、能率を上げてもらうが労働管理なんだ、こういうこと、そして一方では相互救済だ、だからこの共済組合法案の性格というもの、実は何が何だかわからないのです。今私が指摘したように、社会保障的でもあるし、社会保険的でもあるし、相互救済的でもあるし、労働管理的でもある。これはもう雑然としていて、一貫した性格は何もない。だから、こういうあいまいなものを作るから大蔵省からやられてしまうのです。こんなものはいまいじゃないか、国が金を出せるか、こうなるのです。こういうあいまいなものは、この二十世紀後半の憲法二十五条が健在な日本においては作るべきでないのです。もうちょっと割り切れなければいかぬ。だから、こういうあいまいなことが出るから、以下いろいろあいまいなものが雑然と出てくるのです。何らその中に統一的な、体系的なものがなく、そういう形になるのですよ。

そこで、あまり専門的にやると長くなりすから、少し典型的なところだけを書き添えてみますが、まず、今回出てくるこの地方公務員共済組合法の制度では、給付額の算定の基礎として、退職前三十年の給与の平均した額を用いることにしておるわけでしょう。そうしますと、まず第一に、こういう方法をとったときに、どんなペース・アップが行なわれていきますね、そうすると、当然その整理財源を必要とするわけです。ペース・アップをしたときには、それに見合つて百分の五十五とか四十五をかけるから、その分については何とかつじまが合っています。何とか、幾分つじまが合うでしょうけれども、しかし、なお相当の前の分がありますからね。そのときには、それで、それから以後の分の分というものは三年をとる場合に、前の分はだめになるわけですから、低いわけです。従つて、ここに整理財源が一つ必要となってくるわけですね。この整理財源について、あなた方は一体どういう方法で処理をしようとするのかというところ。これはこの制度がすぐにかわりつたときも相当の整理財源が要ります。すぐに今までの制度からこの新しい制度に切りかわったときは、これはあなたのところだけじゃない。他の国家公務員についても同じです。これはあとでいろいろまた尋ねます。それから同時に、今後ペース・アップがどんなに行なわれる。これは今言ったように、人事院の勧告によつて相当程度の、千五百円とか二千円のペース・アップが行なわれれば、莫大な整理財源が要ることになる。一体この整理財源とどうものとの程度財源が要るのか、これを一つ、今までの分と今後の見通しで、これを御説明願いたい。

○佐久間政府委員 今までの過去の整理財源と申しますか、この法律案では追加費用と申しておるが、追加費用は、私どもの推算では約八千億ちよつとになるかと思つております。これらにつきましても、それぞれこの法律の適用を受けます国家公務員については、国、地方公務員については地方公共団体が負担するという規定をいたしております。

それからもう一つ先生のお尋ねの、今後のペース・アップに伴う分の、あるいはスライドするかどうかという趣旨のお尋ねだったかと思いますが、これは非常に大きな問題でございますので、国の制度との関連もござりまするし、今後よく検討をして参りたいと思つております。

○滝井委員 私は、おそらくそう言うだろうと思つて、前に大蔵省に聞いておるわけですね。なぜならば、この制度というものは健全な保険数理に基づいてできておるはず、社会保険的な性格を有する制度でございます。こういう御答弁があった。保険数理というものは、これは五年に一回ずつやりかえるのが常識です。厚生年金だつて、これだつてそうです。しかし、五年に一回やりかえるけれども、見直しというものは十年、二十年のものをかけているのです。みんなこれはつけておるわけですね。これは当然つけなければならぬことになるわけですね。ところがそれを今あなたは追加費用、私の言う整理財源ですが、八千億円要ります、こう言つた。そうすると、過去の制度から現在の制度に移つて八千億円でしよう。それから今後のペース・アップの分があるわけですから、これはまだ八千億プラス大きなアルファがつくわけですね。そうすると、一体今までの分について、公務員一人当たりどの程度自治体は負担することになりますか。

○佐久間政府委員 約四十五万程度かと思ひます。

○滝井委員 過去の分については四十万だそうですが、そうしますと、この制度では二十年で共済の給付が受け

られることになるわけですね。まず最低二十年の見直しはあなた方お立てになつておると思うのです。一体二十年でどの程度の整理財源が必要になつてくるかということ、過去については八千億です。今後これから二十年、ペース・アップその他――大体池田さんは経済成長というものはこれから三年間は九割ぐらいいだ、これは池田内閣の所得増政策で明らかに国民に公約をされているわけですね。そして十年には経済を二倍にしますということを約束しているわけですね。従つてまず二十年と言わなくても、十年年において給与は二倍になるということが一応常識的に考えられるわけですね。二倍にならなくてもいいです。二倍にならなくても、過去の今までの状態から、一体給与のアップというものはどの程度にあるかという保険数理の日本経済の伸び、国民所得の増加、民間の賃金の増高の状況、国家公務員の給与の増高の状況、こういうものを全部勘案すれば、そして平均寿命その他余命率を見れば、およその計算はできてくるわけですね。これは少なくともあなたの方は、二十年は無理ならば十年でもけっこうです。池田内閣の所得増政策は経済で出したのですから、経済で出したからには人間の老後を保障することもこれではできないはずはないのです。日本では池田さんの出した統計は全部間違つたんです。合つたものは一つで、日本の人口の増加の推計だけは合つた。従つて、その人口を構成する、この中の一局部である地方公務員なり国家公務員のこれから十年間のペース・アップその他を入れた整理財源が、どの程度必要かというのを、この

法案のときに書きなければ意味がないですよ。一番大事なところですね。だからこれがないとこの法案を審議するわけにいかない。これはいゝはです。厚生省あたりは国民年金で全部出しているのですからね。そういう点についてはどの程度今後必要になりますか。たとえば国民年金はこれから四十年の掛金を二十才から五十九才までかけて、そして五年の据え置きを置きます、これで三千五百円になります、ところが、その三千五百円を十から十年にして三千五百円やるといふようにしたら、今の百円なり百五十円の保険料は幾らになるか、大体三倍程度に保険料を上げなければいけません、こういうような計算ができておる。従つて、あなたの方だつてこれは今電子計算機みたいなものでできて、専門家がやるわけですから、その見直しはなければならぬ。これは一つぜひやつていただきたいのですが、御説明を。

○佐久間政府委員 私どもは先ほど先生の御指摘のように、現在の給料をもとにいたしまして、十年、二十年先の整理財源、先ほど約八千億というふうな計算をいたしたわけでございますが、今後のペース・アップに伴う分、あるいは経済の発展に伴う分というもののつきましても、これまでどの程度、計算はいたしておりません。

○滝井委員 公務員の給与が昭和三十七年の四月一日から一日とちよつとくぎづけをして静止をした状態で一応計算をする。そしてその静止をしたときの前の分については八千億要ります。しかしこれから動く未来については何もありません。老後は未来ですよ。未来

を保障する。過去を保障するものでないのだから、その保障される未来について皆目わからぬというのでは、これはやみの中に引っぱられていくようなものじゃないですか。池田内閣が所得倍増計画というもので経済の方を出しになった。ところが人間の老後について、一体十年の後はどの程度に整理財源を必要としますというところを出さないというのは、これは何かおかしいですね。経済の十年計画を出しになったでしよう。倍にしますとお出しになった。しかもここ数年というのは経済は九・二%ずつ成長するとお出しになった。ことしは九・二%よりよい上がある、三十七年だつて経済の成長はよい上に上がついておるでしよう。三十七年の国民経済、生産は十七兆三千億ないし四兆億、当初の見通しは十六兆七千七百億だったのですから、経済の成長は非常に上回っておるわけですね。だからベース・アップだつて、少なくとも経済がぐんぐん上がっていく。従つて、物価も上がれば給与も上がらなければならぬ。しかしそこは私は言いません。池田さんのお立てになった所得倍増計画の中における十年ぐらゐの見通しというものは、その中における整理財源がどの程度要りますというところは、これは必要になつてくるわけですね。今後長期の地方財政計画をお立てにならうと思ふ

務員の三十七年十一月の平均年金額は十四万五千六百円です、私立学校の職員共済組合が三十七年十一月十三万二千五百二十七円です、こうなつておるわけですね。そうすると、この年金額というものも当然これは上がつていくことになるわけですね。ベース・アップがあるから当然上がる。そうすると、そのときに一体どの程度の追加財源を必要とするか、整理財源を必要とするかというところがある程度見積もつてもらわなければ、これは先のことを、老後を保障する未来の問題を論議しておるときに、過去のことは言うてくれるけれども未来のことは何も言わないというのでは、これは審議のしようがなくなつてしまふ。

○佐久間政府委員 将来のことについてできるだけ見通しを立てていかなければならぬといふことは、先生の御指摘の通りでございまして、経済の変動もどのようになつて参りますか、またそれに伴ひまして公務員のベース・アップもどうなりますか、これもいろいろと変動する要素が多いわけではございませんので、私もまだ試算をいたしていませんので、ご意見を。ただ、この法律案によりまして、五年ごとに再計算することになっておるもので、その際に、おっしゃつたようないろいろな要素を検討をして参る、かようにいたす考えでおるわけではございません。

○川村(維)委員 局長、あなたたちが三十七年度末では追加費用を八千億必要とする、それを大体推計した基礎表はあるでしよう。それからあなたのお後四十年なり五十年なりの追加費用を現段階のベースにおいて見たときにどのくらいものになるかといふことと、追加費用を見ないときにはどういう結果になつていくかといふこと、そういうものを大体推計したのはあるのじゃないですか。そういうものを一応提示されて、ベース・アップの問題についてはあるいは試算をしてないかもしねければ、もういふ持ておるものを示されたらどうですか。そんなものありませんか。あるはずでしよう。八千億といふものを推計した一つの基礎表、それから将来の四十年なり五十年なりを現段階において見たときに、追加費用を幾ら見ていけばこうなつていくといふもの、見ない場合にはこうなつていくといふ、そういう資料はありはしませんか。あつたらういふものを委員会に示すべきです。委員長、その点確かめていただいて、一つ善処願ひたいと思ひます。

○佐久間政府委員 過去の分につきましての追加費用の約八千億といふものにつぎましては、それを出しました資料はございます。ただ今後の、先ほどお話のございましたような変動を織り込んでのものといふものはございせん。

○滝井委員 とにかく将来の見通しは全くないわけですね。こういう見通しがないから、社会保障制度審議会、専門家の、日本で一番権威のある審議会が、こういう制度を現段階でお作りになるのは時期尚早なんだ、保険数理もちつともできていない、だめなんだ、こういう結論を下しているでしよう。ところがその審議会の意向を無視して自治省はお出しになった。一体内閣は、内閣でお作りになつて審議会の無視して、公然と自分で作っている

議の結果出して御審議を願つておるような次第であると考えておるのであります。

○滝井委員 とにかく政府は、審議会を作つて都合のいいときには利用するけれども、都合の悪いときにはすべてこれを無視していくといふことは、自治省は常習犯です。選挙法でもやつておるし、ここでもやつておる。こういう常習犯はやめなければいかぬですよ。これは安井さんが来たならもう一ぺんおきやうをすえなければならぬ。そこで大蔵省——どっかへ行きましたか。

○高田(富興)委員長代理 宮田主計監査官がおります。

○滝井委員 いらっしゃいますね。先のこととを言つて貝がふたを閉じたやうにしてちつとも物を言わないで、それから、今度は得意の過去を少し聞いてみます。

そうしますと、大蔵省にお尋ねしますが、非現業の組合では、掛金率が俸給の千分の四十四と非常に高くなつたので、こういう高い掛金率は不当であるといつて、今訴訟が起つておるのがあるはせぬですか。

○宮田説明員 訴訟につきましては、ただいま通産省から最高裁判所の方に訴訟中のものが一件ございまして。

○滝井委員 それだけでいいですか。

○宮田説明員 厚生第二でありました、これはすでにもう向こうで取り下げましたので、廃棄いたしました。が、これはそれでいいですか、どうですか、組合がそれぞれ掛金についての定款を作りまふ、その定款を作るといふか、変更しなければならぬわけですか。

これは一体各組合の定款の変更がき
ちつとうまくいっておりますか。

○宮田説明員 長期の關係につきましては、先生御指摘の通り千分の四十四でございますが、これは連合会の方の定款でやっておりますので、各省の定款におきましては、まだ全部解決していませんところがございます。

○滝井委員 その通りです。とにかく訴訟が起こっているし、それから組合の定款はまだできないのですよ。半分以上いできてないはずだ。それはどうしてかという、不平があるからです。自治省の方はこれよりかまうと激しいですよ。今まで、いい年で十五、六くらいは、掛金を納めなくてやってあったところもあるわけですからね。あるいはずっと低い率でやっているのですから。だからこういう法案で、掘り下げの未熟な、制度審議会さえもがまだこれは時期尚早だと言っておるものを、強引にお出しになって、そして力ずくでお通しになるということになれば、これはまずまず——国家公務員なんか、三年かかってまだ定款さえできないところがある。これはただ給与で源泉徴収をするから、金だけは取れておるのですよ。しかしこれは納得しない、この制度は、もしそういう力ずくでやるということになれば、これは社会保障でもなければ社会保険でもない。相互扶助的なものではない。全く高圧的な、人事管理的な、労務政策的なものでこれをやろうということになってしまふ。こういうことについては十分行政局長は大蔵省の意向というか、大蔵省の現状をお調べになったことないでしょう。こういう状態が国家公務員の中に起こっているこ

とをお調べになったことはあります
か。

○佐久間政府委員 大体のことは伺つております。

○**滝井委員** 組合員が納得しないのに、無理やりに今給料から天引きしてやっているわけです。これが相互救済制度と言えますか。社会保障と言えますか。相手がいやだというものを、無

非現業組合に対して一つ一つ、――まず国家公務員共済組合の非現業組合について聞いてみます。国家公務員共済組合では、三十四年十月以前の整理資源というものは、毎年予算の範囲で国が負担することになっていますね。ちょっと三十五年、三十六年、三十七年ぐらいの、入れた額を言ってみてくれませんか。

○宮田説明員 三十五年度におきましては十億、三十六年度におきましては十五億、三十七年度におきましては二十億でございます。

○滝井委員 三十五年が十億、三十六年が十五億、三十七年が二十億ですね、これは一体どういう数理的な根拠からお入れになりましたか。

○宮田説明員 国家公務員共済組合の連合会加入組合におきましては、目下前歴調査を完了することに全力をあげておりまして、それは大体本年度中に

は完了する見込みでございます。従いまして、その結果を待ちまして、追加費用も、正確なものが確定するのでございませう。今、先生御指摘がありました追加費用の、どうしてその額を入れた

たかという点でございますが、追加費用の負担方法につきましては、修正付加方式あるいは付加方式と、いろいろございまして、その前歴調査の確定を

待ちまして追加費用の額が確定いたしましたならば、いかなる方式でこれを負担いたしますかは、今後慎重に検討したいと思います。それでその方

式が定まった暁には一応それでやるのでございますが、いろいろな条件を勘案いたしましたし、現在申し上げました額を入れておるわけであります。

○瀧井委員　そうしますと十億、十五

億、二十億というのは、これはつかみ金ですね。

○宮田説明員 一応先ほど申し上げましたように、追加費用の負担方式につきましてはいろいろございますので、これにつきましては慎重に検討をいたしましてその方式を定めて、その定まるものにつきましては、いろいろ財政上の事情等も勘案いたしまして、二十億円入れた次第でございます。

○滝井委員 従って、まあこのくらいだろうというつかみ金であるということとは今の答弁でわかりました。なかなかお苦しい答弁でございますけれども、狭心症でも起こしたらいかぬですから、それ以上言いません。これは根拠がないのです。だんだん聞いていきませんが、今のは、三十五年に十億入れて、三十六年に十五億入れて、三十七年に二十億入れましたけれども、今調査中でございます、このくらい入れておたらよからうということを入れてみた、こういう答弁だったのです。これは十億とか十五億とか、つかみ金だから、これはこれでいい。これはこれ以上追及しません。

そうしますと、現業共済組合はどういうことになっていきますか。

○宮田説明員 申し上げます。

郵政省につきましては、千分の十八、印刷局につきましては千分の四十三、造幣局につきましては千分の四十二、林野庁につきましては千分の九、以上でございます。

○滝井委員 今、郵政については千分の十八、印刷四十三、造幣四十二、林野九、こう御説明がございましたね。これは、私が特にお聞きしたいのは、前は十億とか十五億とか、つかみ金

ますが、今のは、三十五年に十億入れて、三十六年に十五億入れて、三十七年に二十億入れましたけれども、今調査中でございます、このくらい入れて

おったらよからうということでお入れしました、こういう答弁だったのです。これは十億とか十五億とか、つかみ金だから、これはこれでいい。これはこれ

以上追及しません。

そうしますと、現業共済組合はどういうことになっていきますか。

○宮田説明員 申し上げます。

郵政省につきましては、千分の十八、印刷局につきましては千分の四十三、造幣局につきましては千分の四十二、林野庁につきましては千分の九、

以上でございます。

○滝井委員　今、郵政については千分の十八、印刷四十三、造幣四十二、林野九、こう御説明がございましたね。

これは、私が特にお聞きしたいのは、前は十億とか十五億とか、つかみ金み

今度ベース・アップがあった場合に、その増加をした分の整理資源というものは、追加費用というものは、公務員と国とが折半してやっていくのですか。ここあたりはどういう負担の状態になるのですか。

○宮田説明員 現行法におきましては、国と組合員との折半負担ということになっておるわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、地方公務員の共済組合もそういうことになるのですか。

○佐久間政府委員 結論的にはそういうことになると思います。

○滝井委員 なろうと思ひます。法律にそうなっておりますか。

○佐久間政府委員 五十五と四十五の割合が法律に規定されておりますので、その割合で負担をするということになります。

○滝井委員 そうすると、過去のもは全部国なり自治体が負担することは間違いないですね。これをもう一ぺん念を押しておきます。過去のもの、あなたの言う八千億というところ、それから前にとりあえず十億とか十五億のつかみ金を入れて、それが計算をしてずっとふくれてくれば、それについて国が全部負担することは間違いないですね。

○佐久間政府委員 地方公務員の場合には、国または地方公共団体が負担するということを法案に明記をいたしております。

○滝井委員 そうすると、これは公企業体職員のことについても大蔵省でやれますね。やれましょう。大蔵省でだいたい監督しておるから……。

○宮田説明員 公企業につきましては、それぞれ運輸省、郵政省それから大蔵省の監督官の方で直接監督しておりますので……。

○滝井委員 予算を認めるときは大蔵省が関知するから、大蔵省の主計局はわかるわけでしょう。わからなければおかしいですよ。運輸大臣を通じて大蔵省と協議をするでしょう。掛金率その他がある場合は必ず共済組合は——たとえば共済組合の病院を建てるという場合には、これはその病院を共済組合が利用しますから、大蔵省の許可なくして勝手にやることはできないのですよ。

○宮田説明員 その通りでございます。

○滝井委員 そうしますと、三十六年四月以前の公企業体職員共済組合の整理資源というものは、公企業体が全部負担することになっていきますね。なっております。これは一体どの程度の額になるのですか。そうしてそれは今一体どの程度の率にずつとなつてきているのですか。

○宮田説明員 申し上げます。国鉄につきましては、三十五年度は千分の三十六、三十六年度は千分の四十一、三十七年度は千分の四十六。電電につきましては、三十五年度は千分の十六、三十六年度は千分の二十一、三十七年度は千分の二十六。専売につきましては、三十五年度は千分の二十八、三十六年度は千分の三十三、三十七年度は千分の三十八でございます。

○滝井委員 そうなりますと、千分の三十六、四十一、四十六、こうなりますから、五つづつ上がっていますね。これは、毎年五つづつ上げたら数値計算がうまくいくということですか。それとも、まあ五つづつぐらい上げておけばいいというように、別に数字の根拠がなく、およその腰のためのものでやっていらつしやるのですか。この制度だけがきちんと五つづつ上がっているのですよ。

○宮田説明員 これにつきましても、やはり修正付加方式でやっておりますのでございますが、三十七年度におきましては負担方式を明確にいたしました。これも確定いたしましたと思っております。

○滝井委員 そうしますと、公企業体職員等の共済組合についても、まだ整理資源は明白でないわけですね。これはペンディングされておる。大体ずつと見ていくと、そういう工合に何か過去のものもよくわからないのですよ。ばらばらです。みんな大して原則がないのです。つかみ金をやることもあるし、五つづつ上げていくところもあるし、といて、千分の十八とか四十三とかいうそれぞれの状態で、何か腰のためのやっていると。こういう実態です。だから将来がわからないばかりでなくて、過去についても、五里霧中と言っておかしいのだが、このぼのぼのしているのです。そういう状態です。これは困ったことなんです。そうしますと、まあ私学共済、それから農林漁業団体がありますが、市町村職員共済組合はどうなっておりますのか。三十一年に市町村職員共済組合という法律ができましたね。そうするとそれ以前の整理資源があるわけですよ。三十一年度です。だから足かけ六年以上経過している。そうすると、三十一年度以前の市町村職員共済組合のやり方というのは、これは自治体ですから、

八千億の過去の整理資源を処理するやり方にやはり一つの重要な参考になると思うのです。これはどうおやりになりましたか。

○佐久間政府委員 毎年千分の十八ずつ計上いたしております。

○滝井委員 十六じゃないですか。

○佐久間政府委員 十八でございます。

○滝井委員 そうすると、その十八というのはいかきちつとした計算の基礎があるのですか。まあこれくらい入れておいたらいいたろうという、やはり国家公務員やなにかと同じことですか。

○堀込説明員 市町村共済の整理資源のただいまのお話に出ました俸給の千分の十八というものは、三十一年の市町村共済組合法が施行になりましたときに職員共済の調査をいたしまして、その出発当時の責任準備金を、過去の期間を通算するための責任準備金を出しまして、その利息相当額を俸給に直した率でございます。

○滝井委員 そうしますと、元本は入らずに利息だけ入れておるということでございますね。

○堀込説明員 さようでございます。

○滝井委員 そうすると元本はどうするつもりですか。三十一年にできた制度で、すでに足かけ七年経過した、そしてその利子だけは入れておった、元本は入れておらぬ。その制度は今年この時点でまた大飛躍をするのですから、ね。そうすると一体毎年元本を入れていない、それで制度が大飛躍した場合に、一体これはどうなるのですか。過去のことはわかるかと思つて聞いたから、これまたさっぱりわからぬじゃないですか。一体どうなるのです。これは過去のことは、八千億でございます。今数字が出てきた。八千億と出てきて、今千分の十八ずつの利息は入れております。しかし元本はもとのままほうつてあるのです。こうなつたらこの共済組合は不健全じゃないですか。ただたまたま、今どつと一挙にお金を払わぬからいいけれども、もし一挙にお金を払うと仮定したならば、これはから手形をやらなければならぬことになるでしょう。こんなものは健全な老後を保障する制度とは言えない。だから元本を入れてなければいけません。制度はあるけれどもからです。そういうと、そのからのままです。そうして今度はここでもまた大飛躍をやつて統合していくのですからね。それからね。それなら統合する前に、まず三十一年の先から片づけてもらわなければいけません。三十一年の利息と元本を入れてもらう。そして今度はここで大飛躍をするときには利息と元本を入れてもらう。こういうことにならないければならぬ。ところがそのことをおやりになっていないで、また大飛躍をやろうとするのですからね。将来のことはわかりませんが、一体過去のことはどうなるのだと聞いたら、過去もまたやっぱりはつきりしない、元本を入れておらぬと言ふのです。一体、元本はどうして入れるつもりですか。

○佐久間政府委員 市町村職員共済組合の権利義務は、全部この法律によりまして新しくできます市町村職員共済組合に承継をいたすことになっており

ます。そこでこの過去の分の追加費用につきましても、この新しい地方公務員共済組合法の規定による組合の処理の方式に従って解決をいたして参りたい。この新しい法案によります解決の方法をいたしましては、国の公務員の場合の例を参考にいたしまして、この法案が成立いたしましたならば、そのうちに前歴調査をいたしまして、その上で決定をいたしていききたい、かように考えておるわけでありま。

○滝井委員 過去においても、市町村職員共済組合について三十一年に法律を制定するときは、やはり同じような答弁をしてゐるのです。あなたたちは、いや、この法律ができましたから、そのときに利子と元本はちゃんと処理いたします、こう言っておる。そして利子だけ入れて元本は入れていない。この法律ができたならば、過去の元本と利子はやはり、こうおっしゃっている。それでは八千億の元本は一体どうして入れていきますか。一人が四十五万円ですよ、今この八千億の金を地方自治体からおとりになってごらん下さい。交付税は一文もやらずに、同時にまた自治体の税収の中から吸い上げてこなければ、これは動かないですよ、そうなるわけでしょう。そうすると、一体あなた方は、将来のことはとにかく——これにまた将来の問題が加わるのですからね、ベース・アップの問題が。だから過去の八千億の整理財源というものを具体的にいかなる方法でやっていくのか、また利子だけですか。

○佐久間政府委員 その点については先ほど御答弁申し上げましたように、法律が施行になりましたから前歴調査

をいたしまして、その結果を待ちまして決定をいたして参りたい。その際、国家公務員共済組合においておとりになる方式というものを参考に参りたい、かように考えておるわけでございます。

○滝井委員 国家公務員の方式というのはきまっています。国家公務員も今鋭意計算中だとおっしゃる。何もない、つかみ金でしょう。そうすると、あなたの方は将来のことはよろしい、過去のことはわかっておる、こうおっしゃるから、過去のことを聞いてみたけれども、過去のことからこれから計算するのだと言ふのだから、将来とちつとも変わらない、今の時点だけはわかっておる、今の時点がわかっておるといふのはどういふことかという、負担がふえるということだけがわかっておる、すなわちこの組合員になる地方公務員の負担はふえるということだけはわかっておる。先のことは幾ら金ももらえぬか、やりまうと言つたて、その金は二十年後にはならなければもらえない金ではない。昭和十七年に厚生年金ができたときに、この厚生年金制度ができたならば老後は保障しますよと言つて、労働者はみんな強制加入をさせられた。ところが、その金は全部戦争に使つちやつて、残つたものはインフレで一年にたつた百円ももうこになつた、何にも役に立たなくなつた、われわれは老後の保障制度についてはこういう苦い経験を持っている。従つて、ここで少なくとも将来のことをわかつておきたいのだが、将来がわからなければ百歩譲つて、過去の始末だけはこゝでしておいて下さいと言ふのは

当然でしょう。ところが、過去においては千分の十八だけの利子は入れました。しかし元本の方はそのまほうつておりますが、これについてはまだ海のものとも山のものともつきません。国家公務員共済の方で何とかやるから、それについて参ります、こういう自主性のないことでは困る。地方自治体というのは地方分権ですよ、日本の憲法では、国に隷属しているのではないのですよ、これはいふはです、あなたがほかに教えないならならぬのです。ところがそれを今度は地方公務員が自主的に運営しなければならぬ、地方自治体が自主的に運営しなければならぬ、寄らば大樹のものとていくというなら、何もないということですよ。それならば国家公務員が過去の整理資源についてきちつと整理ができるまでお待ちなさい、こう言わざるを得ない。待つていてもおそくない、それまで待つてゆくり一つ確実に老後が保障される、確かに過去の整理資源が入れられるといふ見通しが大蔵省におありになつたときに、今度は自治省は動いたらい。それで、今度は自治省は動いたらい。それで、今度は自治省は動いたらい。それで、今度は自治省は動いたらい。

次に、今度は積立金の運用です。将来ベース・アップその他で相当の整理資源を持たなければならぬということになってくると、当然この積立金の活用というものがやはり重要になってくるわけですね。これは常識です。できるだけかせがなければならぬということになってくるのでしよう。そうすると積立金の高度の利運用をやるという配慮を頭に置きながら、一体基本的にはどういふ方針で積立金を運用しようとするかということですよ。これは自治省は大蔵省に右へならえだそうですから、あなたの方はあとで尋ねることにして、まず大蔵省、国家公務員共済組合その他の積立金運用の基本方針をいかに。

○宮田説明員 積立金の運用につきましては、国家公務員共済組合法の施行規則の十三条の二に規定してございまして、まず第一に支払い資金としまして、「現金又は短期の預金、貯金若しくは金銭信託」を十分の二でございまして、次に「資金運用部に対する預託、長期の預金及び貯金並びに金銭信託又は有価証券」を十分の四、次に「不動産」でございまして、これが十分の一、次に「組合の行う事業のうち、不動産の取得を目的とする貸付金」でございまして、これが十分の一、五とし、以上の貸付金、これはいわゆる組合員の貸付金でございまして、それに十分の二でございまして、これは原則でございまして、この二にありますが「資金運用部に対する預託」、これは最終的に積立金の十分の三になるのでございまして、その期間におきまして、この十分の三に達するまでは、四と五のいわゆる組合に対する福祉還元の方に持つていくことができるようになっております。

○滝井委員 一つ国家公務員共済組合連合会あたりの例で説明してみてくれませんか。どういう形になっておるのか。今のような基本方針のつとつて、実態は国家公務員共済組合連合会——これは決算報告が出ておりますからね。今三十七年ですから、一番新しいのは三十五年ですね。三十五年の決算報告で国家公務員共済組合の長期経理の資産の内容と申しますか、それを説明してもらえば、大体今のような運用の配分が具体的にどういふふうな数字の上で載つておるか、わかるわけですよ。

○宮田説明員 連合会の三十五年度の長期経理の内容でございまして、現金及び預金につきましては、百二億三千三百万、貯金につきましては七千七百四十万、金銭信託につきましては三十一億九千九百万、有価証券につきましては九億九千万、それから未収金でございまして、三億九千万、貸付信託が四億、それから証券投資信託が一億八千万、長期貸付金が百三十億三千三百万、預託が二十億四千七百万、以上でございまして。

○滝井委員 総額は幾らですか。

○宮田説明員 総額で三百三億五千六百万であります。

○滝井委員 そうすると、さいぜんの基本方針で支払い資金とか金銭信託、その他は二割だつたですね。これが百二億というところ三百億のうちの百億ですから、三割ちよつとになるわけですね。公企業体を見ますと、たとえば不動産投資が非常に多いのですよ、国家公務員には一つもなかったわけですよ。これは九百三十億のうち二百二十八億ぐらいは不動産投資をしておるのです。各共済組合をずっと見てみますと、みんな重点が違うのですよ。何か今言っ

たような基本方針があるような、ないような、みんなばらばらなんです。

そこで市町村共済組合ですね、一つこれの三十五年の決算をお示し願いたい。――それじゃあとでいいです。実は運用の問題は少し突っ込んでいろいろ聞かなければならないことが多いのですが、時間がきょうは一時までにやめなければならぬから、運用の問題はあと回しにしましょう。

そこで次になるべくやさしい方から先に行きましょう。今度の制度を見ますと、公務員が公務ではなくて在職中に死亡した場合には、遺族年金というのは在職期間が十年以上の場合の死亡でなければ支給がされないことになっているわけですね。これは社会保障的な性格というものをこの共済制度が持っていると言えらば、十年以上勤めなければその御主人がなくなってもあとの御遺族に対して遺族年金が行かぬなというところは、これは社会保障じゃないですよ。現在の他の制度をあなた方はお読みになったことがあるかどうか、僕は非常に疑問に思う。他のものを読んで勉強しておるのかと疑わなければならぬ。というのは厚生年金は六カ月でしよう、国民年金だって修正して三カ年になっています。ところがかつてはあなた方が好んで使われたように陛下の官吏であった、こう言っておだてていたのだが、今度これを社会保障だというのは、十年以上勤めなければ遺族に対して金をやらぬのだ、こういう冷酷な制度というものはないですよ。これは一体どういう理論的な根拠からですか。これは国家公務員がそうだから地方公務員もその通りまね

ました、こう言われれば大蔵省から先に聞かなければならぬ。

○佐久間政府委員 御指摘のように国家公務員の内容にならったわけでございます。

○滝井委員 大蔵省は。――時間が惜しいですから、黙っておるところを見ると沈黙は承諾した意味であるから、これは修正するらしい。

次はさいせん私が質問する前に、太田さんがいろいろ関連質問で御質問になつておりました国庫負担についてでございます。これも役人の皆さんにお尋ねするのではどうも気がひけるのですが、基本方針だからほんとうは大蔵大臣なりに来ていただかなければいかぬところなんです、時間がございませんから涙をのんで質問をします。一体この制度に対する国庫負担の池田内閣の基本方針というものはどういうものなんです。こういう制度に対する国庫負担の基本的な方針というものは、何かルールをお持ちだと思ふのです。その方針は一体どういうこととおやりになつておるのですか。

○大上政府委員 主管大臣、いわゆる大蔵大臣または該当の政務次官がおりませんのすが、私の心得ておる範囲内におきましては、この負担原則というものは地方公務員並びに国家公務員等は公経済と申しますか、いわゆる国家の行政組織の事務分を担う、そういう建前から負担すべきである。従いまして、その負担の率のせひという問題はこれは論外ですが、方針としてはそのような方針で進んでおります。

○滝井委員 公経済だから国が持つということですが、そうしますと国家公務員の共済組合は一割の国庫負担をお

やりになっておるわけですね。それから厚生年金は一割五分です。それから国民年金は保険料の半分、給付の三分の一です。そうすると今度のこの地方公務員共済制度というものは、国庫負担が入っていないのだが、これは一体どういう理論的な根拠から入らなかつたのですか。

○佐久間政府委員 地方公務員の場合におきましては、やはり百分の十はちよど国家公務員共済組合の場合の国庫負担に相当する分でございます。これを地方公共団体が負担をする、こういうことになっておるわけでございます。その理由をいたしましてはただいま政務次官が申されておられましたように、国と申しましてもあるいは地方公共団体と申しましてもあるいは公経済の主体であるので、要するに社会保険についての国の責任というのは公経済が負担をすればいいのじゃないか、こういうような理由から地方公共団体がその百分の十に相当するものを負担をいたしたわけでございます。

○滝井委員 そうしますと何かこれと同じような制度で、国が一割も出さずにこういう制度をやっておる制度が日本にありますか。事務費も出さないし、社会保険的であるといわれるこういうようなものに国が一割も出さぬ、公経済だといわれるもので一体こういうものがありますか。とにかくこれは例外ですからね。例外を何か一つ、僕は思ひ出さないのであけてみて下さい。事務費も出さないで、国庫負担も出さないで、老後を保障する制度が何かあるかどうかということですが。

○佐久間政府委員 公共企業体の共済組合がそうでございます。

○滝井委員 公共企業体は一応国とは違っておるけれども、少し違います。まあ広い意味の公経済にはなると思うのです、国家機関ですから。けれどもこれは今度は別な形をとっておる。どういう形をとっておるかという、事業主病院というものをやるのです。国鉄のように。そしてそれをカバーするわけですね。大体そのほかにはないでしょうか。

○佐久間政府委員 現行の市町村職員共済組合もやはり同様でございます。

○滝井委員 それは古い制度だから今度には新しく変えよう、こういうわけでしょう。近代的な、二十世紀後半の社会保障的、社会保険的なものに今度に変えていかなければならぬというわけでございます。古い昔の制度をもつてくればどうですか。古い昔の封建的な慈善政策的な、いわゆるおめぐみでやるといふわけではないですよ。今度はお互いが相互に救済しましょう、社会保険的に、社会保険的に前進しましょう、こういうわけなんです。事務費も出さぬといふばかなことではないですよ。なるほど自治体は公経済かもしれないけれども、自治体は上に国というものがあるのですから。これが社会保障ならば、民間の厚生年金や国民年金に金を出すのですよ。国家公務員に準じて、国家公務員と同じように給与の体系を作ろう、そして国家公務員と同じように公の仕事をするのだ、しかもそれは国際的に見ても特殊の身分を持つておるのだ、こういうことを盛んに唱へになったわけですよ。その同じものに今度国が金を出さぬとい

うはずはないです。自分の子供には金を出さぬけれども、自分の子供の子供には金を出さぬといふばかなことではないでしょう。社会保障ならば当然出さなければならぬ。それが何か安井さんの政治力が弱くて、大蔵大臣から押し切られたなんというばかなことは許されぬと思うのです。もしそういうことを安井さんがしておるなら、辞表を出さなければいかぬですよ。いわばこういう問題は日本の社会保障の根本をゆるがす問題でしょう。それをこのこと安井さんがこういうものをのんでくれれば、大蔵省は金を出すのはいやなんだから、今度には他のものに影響してきますよ。どこに影響するかと言ったら、やがて今度はこの通常の国会で改正しなければならぬ厚生年金に影響してくるのです。だからこれは大事なんです。あるいは大蔵省は逆に考えておるかもしれない。もしこんなものに金を出しておいたら、今度は国家公務員にもつとよけい金を出さなければならぬと思つておるかもしれないけれども、しかしこれは社会保障なんだから出すことが当然なんです。そうしますと、あなたの方はこれで、交付税で満足されたわけでしょう。ところが交付税は富裕団体にはいかなんですよ。そこで私は住民の立場、国民の立場からこれを見てみますとどういふことになるかという、富裕団体の住民も税金を納めておるのです。納めた税金から交付税がいくのです。ところがたまたま東京の住民は交付税が来ないために、今度自分の税金をまた出して公務員の千分の五十五の負担をやることになる。だから富裕団体の住民は二重負担になるわけですね。これはガリオア・エロア

の二重払いと同じです。交付税も一つの税金です。今度は自分の地区の公務員に千分の五十五の負担を地方税で出す。国税でまかなった、そしてやった金は自分のところには来なくて、その財源に自分の金をまた出すのですから、二重に出すのです。そうでしょう。そういう形になるのです。そういう税金の二重取りは困るのです。こういう制度というのは平等でなければいかぬです。理論的に言ったら住民の二重出しになるでしょう。あなた方が役人はものを詰めていくのが非常に好きでしょうが、どこから突かれたって体をかわせるようにきちんとお詰めになる。これは当然行政局長の方で詰めたときには、東京の住民はこれについては二重払いになるはずで、そういうことは許されぬと思うのです。だからこの点は一体どう説明するのか。しかもそれは交付税に入れば一般財源なんですから、当然住民の福祉にかなければならぬ、あるいは他の政策にかなければならぬものがほかにいくのです。その分だけその自治体は一般財源が減ることになる。だから、そういう意味でもまた税金を出さなければならぬことになるから、貧しい交付税を受けておるところだって問題が出てくる。こういう点の説明をして、一体どうわれわれ国民を納得させてくれるかということです。

○佐久間政府委員 御指摘のような考え方も十分わかるわけでございますが、富裕団体の場合におきましても、その団体の基準財政需要額の中に退職年金の給付に要するものは十分繰り込んで、全体として地方財政計画の中で財政措置をいたしておるわけでございます。

ます。たまたま現実にその分の金がある。団体に来ないかという点の問題でございまして、理論上はそういうことに基づいて、基準財政需要額に繰り込んである。従って、それを繰り込んだために不交付団体になるものがございまして、そこに必要な額が交付される、こういうことになるわけでございます。

○阪上委員 関連して、政務次官にちょっとお伺いしておきます。先ほど来、これは公経済だからこういう方針をとって差しつかえないのだ、こういうようにあなたは答弁されているのです。しかも公経済だから国から出そうと地方自治体から出そうとこれはかわらない、そこで地方自治体から出さなければならぬという方向に持っていくたいという理由は一体何ですか。この点ををはっきりしておいていただきたい。

○大上政府委員 建前といたしましては、その所属する共済組合の仕事と申しますか、作業といいますが、これが地方の関係もある。従って、国もまた地方も負担すべきであるという仕事の性質上から、当然生まれてくる問題でございます。

○阪上委員 それならお伺いいたしますが、地方交付税制度というものは一体どういう制度なんですか。これは財源調整の制度じゃないですか。それを混同してしまつて、当然国が負担すべきものをこの中に繰り込んでしまつたという考え方で、交付税なんというものは、そんなことをやられてはみえなつてしまつてしまふ。高校生活増対策についても、当然国がやるべきものであるという建前に立つてものが考えられているときに、大蔵省から押し切ら

れてどうにもこうにもしようがなくなつてくれば、何でもかんでも交付税の中にぶち込んでくる。こういうことをやっておいたら、一体交付税制度というものがつぶれてしまふじゃないですか。交付税をほんとうに主管しているところの自治省が、この制度に対してそういう安易な考え方に立っているというところは、これは大へんな問題だと思ふ。財政調整の手段としてあるのが交付税制度じゃないですか。それをこういふところの、国が当然負担すべきものを、公経済の原則とかなんだとか言つて、調整財源をもつてそこへぶちかけてくるなんという考え方は、とんでもない考え方です。これは自治省として、もし今後ともそういう考え方方で交付税というものを運用していくということになれば、これはあなた方は全く法の精神を無視したところの考え方になっているのじゃないかと思ふのです。どうですか。

○大上政府委員 交付税の性格はおっしゃる通りでございます。従いまして、今日御審議願っている法案につきましても、決してわれわれとしては安易な考え方方で交付税に全部ぶつかせるといふ建前はとっておりませんが、ただ現実の面といたしまして、こういう傾向はお説の通りでございます。そこで政府といたしましては、これを法案で御審議願う以上は、たとえば組合それ自体の運営で将来赤字が出たと仮定いたしますれば、そういう場合には当然国が補助すべきであり、国が財源を捻出するのだということで、最終的の大きな網と言へば語弊がありますが、それで防波堤は作っております。ただ政府内部の意見をまとめるという

ような過程を経ましてこのような結果でいっておりますが、これが決して先生のおっしゃるような金科玉条でもございませぬ。将来これは検討すべきであるということをお断りしておきます。

○阪上委員 これは大きな目から見ますと、交付税の伸び率が年々歳々伸びていくとは限らない。もしこれが逆調になつたときにどうするかという問題なんです。地方公務員は百年も千年も続いていく制度なんです、国が存する限り。ところが交付税は現在のところ伸び率が多少ありますけれども、もしこれが逆調になつたときにこの運営を一体どうするか、こういう問題も出てくるのです。そうしなければこそ当然国といたしましては保障していくべきものなんでしょう。こういうふうな建前としてはなるべきはずのものなんです。いやしくも地方の財源であるところの地方交付税にそういう負担を一切がっさいかぶせてくる、これは何と言つてもわれわれ許しがたいところの問題点じゃないか、こういうふうな思ふのです。これは金科玉条にしないと言つてはいたして、そんなことを言つていながら既成事実をどんどん作つて最近では何で、そういうことにあなた方が賛成するからいけないのです。こんなにはばかげたことに妥協したなんというのは大へんなことですよ、それとも地方財源で切りまかなつていけ、こういうことであるならば一切がっさい地方にまかせなさい、この法律は。国がとやこう干渉する必要はないですよ。またいざれ言う機会があると思ひますけれども、ちょっと今筋が通らない、そんな考え

方じゃ困る。自治省としては調整財源としての交付税をまじめに運用していかなければならぬ。将来どうなっていくかという、妙なことになるから、こういうことは全く納得できないというところで、関連ですからここで打ち切っておきます。

○大上政府委員 御趣旨はよくわかりました。従いまして、自治省それ自体の考えは、もちろん私は責任者の一人としてこれを御審議願うまでには、私の全知、全能をあげていろいろと研究さしていただいて提案をしたのです。が、そこでただ、私個人としての釈明じゃございませぬが、政務次官といえども限りある力でございます。いろいろたくさん法案がある。ただ審議の過程において各委員の皆様方から新しい資料なり新しい御意見なりあるいはこれに対する政府当局あるいは説明員の説明等について、非常なごりっぱなといひますか、御意見をちょうだいし、非常に勉強させていただくということ、これを一つ特に皆さん方に御了解をお願いしたいと思います。

○滝井委員 地方交付税でやったことについては、私は、これは二重払いだ、こういうことを言つておるわけですが、そうしますと、あなたの方では、交付税は財源調整をやるのだから、富裕団体には当然その分の金があるというところでやる必要はない、こうおっしゃるのですが、交付税が御存じの通り二八・九%で、不足財源を全部これにまかなうものならいけれども、二八・九%のワク内の操作なんですね。だからこれはある限界内でしか処理ができないことになる。そのワクをこえたものはもう泣き寝入りです。自治体

で自分がやるか、自分が支出するか、その経費を削減する以外に方法はない、こういう形なんです。従って、八千億の金が要るわけなんですから——ここが大事なところなんです。一億や二億の金ならこんなにわれわれは目くじらを立てないです。しかし一人四十万で八千億の金が要る。しかも将来のベースアップその他を加えたら八千億どころか、天文学的な数字になる。一年の交付税を全部つぎ込んだって、なお足りないという実態があるのですから、これを一体どうまかなっていくかという問題は、これは住民にとつたら大へなことですよ。自治体は公経済だから自治体が出します、こういうことだ。自治体にくるわずかな交付税の中から、そんなものを一般財源の中からもまかなっていくのは限度があるから、これは利子だけで、元本は未来永劫なかなかならないということになる。だから七年間もたつたけれども、前の三十一年のときに改正した法律でさえもが利子しか入れないという実態がここにあるのです。そんなものを払う余裕は地方自治体にはないでしよう。八千億を払うだけの余裕がないというのが今の自治体の現状です。そうすると、これは一般財源からさういう過去のものを出すならとにかくだけれども、これからのものをそれから出すということは私は納得いかない。だから過去のものを出すためにこの交付税で、それはだんだんなくずしにしてまかなっていきましょよということならまあまあ幾分妥協もできる。ところが今後のやつをわずかに十五億ばかりもらって、そうして太田さんの質問でも御指摘になったように、事務費を入れ

たら七十五億の金が要るということをやりますから、五分の一程度のものをもらって、そうしてわがこと成れりと思うほど、自治省というものは謙譲の美徳があるなと思つてびっくりします。だからその点は注意をしてもらわなければいけません。これは住民の負担になつてくるのですから、ますます二重払いなんです。それから公企業体ももつてない。これは私は問題だと思ふ。だから自治省が今度は国庫負担を一部なら一割、国家公務員と同じようにもつておつたら公企業体ももうかなくなつておつたら、税金と運賃でまかなつておつたら、だからやはり住民の負担です。だからこういう公企業体が少なくともあなたの方と同じように一割もつてない。もつてないのは、わが方と公企業体だというならば、両方を合わせて大蔵省から一割とらなければいけない。そうすると、住民の二重負担が解消され、運賃による負担を免れることになるわけですから、こういう点をぜひ考慮してもらわなければならぬと思ひます。

時間がきましたから、あと大事な点を二点ばかり申し上げます。これは私の知恵を貸すことになるのですが、一つは、これは知恵にはならぬですが、処分者です。今、たとえば汽車をとめた、そうすると、国鉄の幹部がばつと首になつておつたら、相互扶助だというので自分でかけておつた共済組合の金をもらえないのです。あなたの方の今度の百十一條一項もそうなるおつたのです。処分を受けた者はもらえないことがある。こんなばかな話はない。自分の金を給料の中からか

けたんですから、しかも国があるいは地方自治体が千分の五十五を出したときには、とたんにその金は、いわば労働者のものになつておるのです。もう帰属は労働者のものにはつきりしておるのです。この金を国はよそへ動かす権利はない。この共済組合法によつてその金はきつと確定されたわけですから。ただしこれは何年先にその者になるかという所有の時期が未確定なだけです。しかるにその者がたまたま処分を受けたからといって、その金をやらぬという理屈はどこからも出ない、それが社会保険である限り、自分のお金である限りにおいては、これは一体あなた方はどういう運用をしますか。

○佐久間政府委員 御指摘になりました点につきましては、法律でその処分を受けておりました組合員期間にかかると分については、一部行なわれないことがあるという事になっております。これは全部支給しないということではございませんで、ごく一部でございまして、なおその場合におきまして、地方公共団体が負担をしております分のうちの一部に相当する額を差しとめるという、そういう考え方で運用をして参るつもりでございします。

○滝井委員 そうしますと制限をする分は、地方公共団体が負担をした分だけは差しとめたい、本人の負担をしたものと、それに対する運用の利子とは、本人に当然差し上げなければならぬ、どんなことがあつたって、それは最小限当然の権利なんです。それは、その通りなんです。そういうことな

○佐久間政府委員 地方公共団体の負担する全部でございまして、地方公共団体の負担する分のそのまた一部でございします。

○滝井委員 そのまた一部という基準は政令か何かお作りになるのですか。

○佐久間政府委員 政令で定めるつもりでございます。

○滝井委員 それから次にもう一つ、これで終わります。それは最近御存じの通り企業年金というのができるときは、現在雇用労働者というものは、厚生年金に約千五百万円入つていいる場合、その会社では退職一時金を今度是有期の年金に切りかえてき始めました。最近法人税法を改正して無期の年金にしようとしたけれども、われわれが反対して、有期の年金にとどめさせたのです。これは付加給付になる。こういう制度ができ始めたわけですから、今度のあなたの方の制度を見ても、国は一文も出していないのです。事務費についても給付についても出していない。交付税で出したと国は言うかもしれないけれども、それは一般財源であるという見地に立つ限りにおいては、自治体が全部出しておるということになる。従つてこのことは使用者と労働者との関係に立てば、民間の使用

者や労働者との関係と本質的に何ら変わるどころがないわけです。最近の民間の情勢というものは、日本の最近のこういう老後を保障する政策というものは、最近日本の企業には老人が非常にふえてきた。日本の人口は高齢人口が多くなつてきた。富士山型、ピラミッド型の人口構造からつば型の人口構造になつてきた。すなわち若年人口

が少なくて、生産年齢人口が多く、総体的に老人人口が多い、こういう形です。従つて老後の問題というのが非常に重要になつてきたわけなんです。そこで企業年金というものを作つて、低い厚生年金にプラスをしようという制度が出てきたわけなんです。あなたの方の制度は、いわば地方公務員関係を統一的にやろうという制度です。今までの制度から言つてどうでしょう。三十六年三月における市町村職員共済組合の平均年金額は三万三千二百七十五円です。非常に低い。これが今度の制度になるとどのくらいになるか知りませんが、けれども、相当の額になるでしよう。掛金は二倍にもなるから、給付は二倍以上いかなくとも一倍半かそれ以上いくかもしれません。それにしても老後を保障するものとしては、額はあまり多くないわけなんです。今までのより相当いいところの制度を持ってい

る人々もおる。民間でもすでに付加給付の制度がぐんぐんできつてある。もうすでに法人税法が改正をされて、現在大蔵省にそれをやりたいというのが五百社くらい出てきた。ウナギ登りに企業年金はふえつつある。こういうことになりまして、国家公務員の共済組合が三十六年十一月で十四万程度ですから、相当これにくつついたものになつていかなければならぬと思つたのです。これ以上のいいところは相当あるということになります。それぞれ自治体において、ちやうど民間が厚生年金をやり、一方においては財源の余裕があれば企業年金をやるように、それぞれの自治体というものは独立の自治体ですから、付加給付的なものを

が少なくて、生産年齢人口が多く、総体的に老人人口が多い、こういう形です。従つて老後の問題というのが非常に重要になつてきたわけなんです。そこで企業年金というものを作つて、低い厚生年金にプラスをしようという制度が出てきたわけなんです。あなたの方の制度は、いわば地方公務員関係を統一的にやろうという制度です。今までの制度から言つてどうでしょう。三十六年三月における市町村職員共済組合の平均年金額は三万三千二百七十五円です。非常に低い。これが今度の制度になるとどのくらいになるか知りませんが、けれども、相当の額になるでしよう。掛金は二倍にもなるから、給付は二倍以上いかなくとも一倍半かそれ以上いくかもしれません。それにしても老後を保障するものとしては、額はあまり多くないわけなんです。今までのより相当いいところの制度を持ってい

る人々もおる。民間でもすでに付加給付の制度がぐんぐんできつてある。もうすでに法人税法が改正をされて、現在大蔵省にそれをやりたいというのが五百社くらい出てきた。ウナギ登りに企業年金はふえつつある。こういうことになりまして、国家公務員の共済組合が三十六年十一月で十四万程度ですから、相当これにくつついたものになつていかなければならぬと思つたのです。これ以上のいいところは相当あるということになります。それぞれ自治体において、ちやうど民間が厚生年金をやり、一方においては財源の余裕があれば企業年金をやるように、それぞれの自治体というものは独立の自治体ですから、付加給付的なものを

方式に改められた結果、当然掛金がある程度上がることはやむを得ないことだというふうに考えております。

○太田委員 いわゆる既得権というものの対するものと新制度との調整の問題ですね。あなたたちは、ゼロの掛金であつたけれども、今度は四・四％いまだきまします。それはのり込みないかもしれないけれども、こういうわけだからあなたたちしんぼうして下さいという説得力のある言葉がなければ、その人たちは新しい社会保険制度はできたけれども、それはちっともいいことじゃないという感じになりますね。説得力のあるあなたたちの理論、そういう人々たちを相手にして、あなたたちは何かもっとよくわかる言葉で説明しなければならぬと思うのです。どういうふうに説明なさるか、今の言葉では私にはわかりません。

○佐久間政府委員 従来の方式のように恩給の場合でございますと、百分の二だけ納付金を納めまして、あとはそれだけ必要な額をそのときの予算に計上いたしまして支出をするという方式でやっております。今後年金の受給権者が飛躍的に増加をいたします。それに支給する金額も多くなつて参るわけでございますから、現在では、なるほど安い掛金で給付ができる状況にあります。地方公共団体におきましても、将来財政負担に耐え切れなくなる、あるいはまたその結果職員の方もある程度負担をするというふうなことになるようにして、その負担がまた相当耐えられないような額にもなるということも予想されるわけでございますので、この機会に当座は経過的に若干負担が多くな

るような感じを持つことは、これはごもつともだと思ひますが、そういうふうな仕組みを切りかえまして、結局長い目で見てその方が安定した年金の制度が確立されるわけでございます。かつまた先ほど申しましたように、給付の内容もよほど改善されるわけでございますから、その辺のことを十分お考えいただいて、御納得をいただくようにいたしたい、かように考えておるわけでございます。

○太田委員 そうすると、掛金ゼロや二％のところは、財政の困難という原因によって将来破産をするという予想をされたわけですか。

○佐久間政府委員 破産と申しますと少し言葉が強過ぎるかと思ひますが、長い目で見た場合に相当財政的に苦しくなる、かえつて制度が動揺するような事態も予想されるというふうな考えをたわけてございます。

○太田委員 大上政務次官、大臣にかわつてあなた言つて下さい。これは大へんな問題であつて、掛金のゼロないしは二％というふうな非常に低いところが、先ほどのお話でも約三百近く、二百何十という数字におつちやつたのですから、そんなにたくさんあるのです。ところが今のお話ですと、どうもそういうものは先があまりないし、理屈にあつておらぬとか、いわば非常にまま子扱いのような冷淡な批評をされるわけですか、こういうことではないのでしようか。地方の自主性というもののよつて条例で定めておる、地方の特殊性によつてそういう掛金ゼロとか掛金の二％という、そういうものを生み出した、これは尊重されてしかるべきだと思ひ、相当尊重されなけ

ればいけないと思ひますが、それはどうでしょうね。

○大上政府委員 お説の通り、各団体においてそれぞれの条例で取り決めておられます。ところがこの制度を統一するの発足は、こういうものの凹凸を統一的なもので発足したい、このようない念に基づいて御審議を願つておるようなことでございます。従ひまして、なお細部にわたるところの方法等につきましては、いずれ後刻大臣がお見えになつて御答弁申し上げますが、われわれはそういう、これを統一するといふ建前から発足したわけでございます。

○太田委員 掛金の問題ですから、みなにわかるように話してもらわなければいかぬと思ひます。佐久間局長が御説明できなければほかの人でもよろしいですが、この際一番よくわかる人からよくわかるように話してもらいたいと思ふのだ。佐久間局長は四月の五日参議院において、掛金が恩給よりも上がるが、恩給方式から保険数理に基づく共済方式に切りかえた、建前が変わつたためであります。やむを得ない、こうおつちやつた、やむを得ないのであります。か。やむを得ないといふのはあんなのほんとうの感想でございますか。

○佐久間政府委員 さようでございます。長い話をするとしつぽをつかまれます。話が長いからしつぽをつかむといふことはないでしよう。しつぽが長ければつかまれます。しつぽのない話なんかつかめません。だから、掛金が恩給よりも上がるのは、何ですか、保険数理に基づく共済方式に切りかえた、共済方式になると上がるんだよ、こういうことなんですか。

○佐久間政府委員 これは長期にわたつて負担が平準化したと申すことを趣旨としたもので、それだけの平均を積み立てていかなければならぬ。従来の恩給納付金では積み立てたので、その分だけ掛金が上がることに成ることは、これはやむを得ない、こういうふうな意味で申し上げたわけでございます。しかし、ただその方式を切りかえるためだけに上がるわけではございませんので、先刻申し上げましたように、まず給付の内容を改善をする、そのためにそれだけ掛金も多くなるということが実は大きな理由でございます。

○太田委員 共済方式に変わるという点で、共済方式はよほどいいものでなければただけ点だけが目について、いい点というのはあまり目につかないではありませんか。

先ほど最後に滝井さんが御質問なさつていらつちやつたことですが、百一条ですね。この罰則などを見ると、政令でその一部を支給しないこととあるというようにやるんだという先ほどの御答弁でありましたけれども、今の恩給方式ならば、いわゆるお下がりも、いただくものなら夏でも小袖で、いただくものはあつたからうだいたします、お前はけしからぬから差し上げないといへばそれでしうが、自分たちの相当高い掛金を出してやる共済方式に恩給方式から切りか

えたものならば、さつきあなたがおつちやつた思想、共済方式に切りかえた、建前を異にしたものだから掛金は高くなります、もしそれが貰き得られるものならば、百一条の罰則なんというものは私には出てくる道理がないと思ひます。なぜそんなことになるのでしう。あなたのおつちやつた、共済方式に切りかえたから掛金が高くなつたのではないでしよう。共済方式というのは、罰則の問題とからみ合はしてみるとちよつと変わりはしませんか。

○佐久間政府委員 この罰則の百一条の点でございますが、これにつきましてはあつていろいろ御意見もあろうかと思ひます。この制度は相互救済を主眼とする制度でございますが、あわせて公務員制度の一環として、人事管理上の考慮も若干加味した制度でございますので、ここにあげておりますような事由のありました場合には多少の減額が行なわれる。しかし、それも地方公共団体が負担いたします分のうちの一部を停止するということとで、そう過酷にわたらないような配慮はなされておるわけでございます。

○太田委員 佐久間さん、私は掛金が高いといふことをほんとに痛切に感じておるのですが、その割には非常に冷淡なところがあるといふことを言うのです。共済方式なら共済方式といふ精神で、お互いに出し合つていくんだ、こういうわけなんだから、お互い同士の間なら、こちらが五出したらお前も五出しなさい。あなたは五・五出しなさい、こちらは四・五出しなさい、いふことで出していくなら出したらい

い。義務として出したら、けしからぬことをしたから何割か減らしますよというようなことを言える道理のものじゃないと思うのです。例の百十一条は禁錮以上の刑に処せられたときは長期給付の「全部又は一部」を行なわないことがある、「全部」というのもあるでしょう。「全部」というのはこれは違うです。

○松浦説明員 法律では「全部又は一部」という規定を置いておりますが、実際には政令でその規定をきめておるわけでありまして、この法律の場合におきまして、国家公務員共済組合法で定めておるものを例として運用して参りたいと思っておりますが、現在の段階では禁錮以上の刑に処せられた場合におきましては、年金額の百分の二十を減じたい。さらに懲戒処分によって退職した場合には、その処分を受けました地方団体、と申し上げたいと思っておりますが、その勤続年数に相当する百分の二十を減じたもの、さらに懲戒処分によりまする分限によりまする停職あるいはこれに相当した処分につきましては、停職の期間に相当する年金の割合を減ずるといふ格好を考えております。従いまして、額といたしましては受けるべき年金の百分の二十が最高でございます。停職の場合にはほとんどパーセンテージで百分の一にも満たないような数字になる場合が大部分であろうかと思ひます。なぜこのような考え方をとったかと申しますと、午前中の御質問に、滝井委員からの御発言もございましたように、この法律の精神自体が公務の能率的な運営に資する。言いかえますと、地方公務員制度というものの一環であるという考え方が

ら、やはりその程度のものはとめた方がいいんじゃないかという考え方から出発をいたしたわけでございます。

○太田委員 その仕事を能率的にやるとか任務を完遂させるために作つたという事は、別の言葉でいえば労働管理という事でございまして、労働管理政策として作つた、こういう意味ですか。

○松浦説明員 退職手当の中にもございます考え方でございまして、もちろん共済制度と退職手当が直ちに一緒であるとは考えませんが、できるだけ長い期間公務員としてお勤めを願う、勤められた方に年金をあげる、いわゆる老齢保障の思想から出発しておるものでございまして、従つて、いわゆる公務員制度の中において問題があったという方について、若干こういう措置を講ずることによつて、そのようなことがないようにしていくというのを考えたい、こう存じたからでございます。

○太田委員 局長さん、共済組合法の精神に徹するならば私は罰則を取つてもいいかと思ふ。今お話がありましたけれども、これは取つた方が一番筋が通るのですよ。たとえば自動車道を道の上に置いておくでしよう。道の上に置いておいたら、自治省の関係の国家公安委員会の関係することになりまして、何だ、この道路の上に自動車を置いておくわけにはいかぬじゃないかということになるれば、退職年金はどうなるか。

○佐久間政府委員 御指摘のように、これは相互救済を目的とする制度であることがあくまでも本意でございまして、公務員制度上あるいは人事管理上の配慮がそれに若干加味して考えられておるといふことでございまして、そう

いう配慮を全然なくしてしまつた方がよいかどうかという事は、立法論として理由はあるかと思ひますが、この規定によりまして、禁錮以上の刑あるいは懲戒処分をございまして、減給とか戒告とか、軽い処分は除かれておるわけでございまして、国家公務員の例もあることとございまして、この程度のことはよろしいのではなからうかと考えておるわけでございます。

○太田委員 だから、国家公務員の共済組合法にあるからこちらにもあるんだという。単にこれはその引き写しだ、引き写しなさいそのこと引き写しでもいいと思ふ。そのかわり給料だつて何だつて準ずるといふことを言わず、それ以上に引き上げるといふことを保障して下さい。号俸も通し号俸にしようとするれば、国家公務員はそんなものじゃないからだめだ。国家公務員と同じようにしなさいと足を引っぱるでしよう。給料の方を上げるときも国家公務員のそれに準じなさいと思ひ方、一生懸命引っぱりながら、仕事の方は、地方は非常に重い仕事、大きな仕事を仰せつかつておる。実際上地方公務員はよく働いておられます。国家公務員が働かぬわけじゃありませんけれども、それ以上働いておる。これからまた共済組合法を作つても、悪い点は、国家公務員法にあるからそれと同じでございまして、悪い点だけいふでも国家公務員と地方公務員が一緒にされておる。それならいい点は、地方の特殊性があるならば、その地方の実情を認めていくということにしなければならぬ。こう思ふのですよ。今あなたは労働管理上のことをちよつぱり

おっしゃつたが、労働管理ということがあるとなつておると思ひます。道の上に自動車を置いておる今度懲戒に処せられる。この間ここで法律を審議した。自動車の保管場所の確保等に関する法律です。合同審査をやりまして、その第八條には罰則がありますけれども、自動車を道の上に置いておいても三月以下の懲役がつく。そのためにこちらの方でせつかく一生懸命四・四割かけた退職金がふいになつたら、こんなばかんなことはありませんですよ。それは国家の公務員であるから、あるいは地方公務員もそういうことであるから、体面上、面目とか名誉を重んずるために、名誉を傷つけた行為をした場合においては国家の体面を傷つけたことになるとして、恩給あるいは退職年金の給付は部分的にしか出せません、あるいは全部停止します。それならわかるが、それなら掛金をとらなければいい。掛金をとつて共済組合方式にかえたのは、恩給とは建前をかえたから少々高くなります、仕方がない、こういうわけ。それならその精神で徹底して、禁錮以上の刑に処せられたら全部または一部停止するといふようなことはやめたい。そこ

に矛盾がある。どうですか、自動車に乗つていて、道のそばに置いていた、いかぬところであつた、それで懲役三カ月になったら、これはなくなるのですか。四十五年も勤めてせつかくの退職年金はなくなつちゃうのですか。

○佐久間政府委員 この規定から参りますと、どういふ事由で禁錮以上の刑に処せられた場合におきましても適用があることになるわけでございます。

○渡海委員長代理 太田君。大蔵大臣がやむを得ぬ所用のために、三十分程度で退席やむない状態でございますので、できるだけ集中して御質問願ひます。

○太田委員 大蔵大臣に対する質問がありますから、それを申し上げて、あとの方も大蔵大臣に対する質問がおありになると思ひますからやっていたいただきます。

大臣、一つお尋ねしますが、あなたは一割の国庫負担金をお断りになつた理由を参議院で御説明になつたときに、公経済の公共団体が主体になつてゐるから、その主体として地方が費用を分担すべきであります。従つて、その建前をくずす必要はどこにもない。こういう理由によつて一割の国庫負担金は考え直す必要は、どこにもないのであつて、公経済として地方団体が負担すればいいのだ、こういうことを参議院でお答えになつていらつしやるのですが、このお考えといふのは、何か非常に誤解があるような気がするのです。私にもよくわからないのですけれども、どういふお気持ちでござい

○水田国務大臣 前にこの委員会でもお答えしてゐると思ひますが、今、社会保険制度による費用負担といふものは、御承知のように、一つの建前ができておられます。公経済の主体としての負担分と、それから事業主すなわち使用者、組合員という関係における費用の折半というふうな一つの建前を統一して現在執行されておるもので、国における建前も地方における建前も、私は建前は同じでいいというふう

○太田委員　しからば、きょう通りま
した新産業都市建設促進法、これをお
出しになったときに、新産業都市に指
定されるところは、大体において富裕
自治団が多いと思いますが、そこで
さえも、公共投資については相当に国
の費用をもって促進をする、援助をす

前になっておりますので、まず建前上固有に地方が負担すべきものはすべきものとして見る、それから地方開発の問題でございすとか、地方行政水準をそろえるというために必要な問題は必要な問題で、別の対処の仕方を持っておる、こういう建前になっております。

○水田国務大臣　佐藤大臣のときに、
 そういう御答弁をしたかどうか、私よ
 く存じませんが、おそらくあのとき
 も、この問題で、この建前論で非常に
 議論が分れたということ聞いており
 ますので、そういう答弁をしていい
 のじゃないかと私は思っています。

か、ます、それからちょっと聞かせていただきます。

○水田国務大臣　答申の出ていることは承知していますが、大体答申というものは、政府はせっかく委嘱した委員会の答申でございますから、尊重するのを建前としておりますが、これはそ

いてございます。「退職年金の給付に要する費用にあてるため、健全な保険数理を基礎とした積立金の制度を設ける必要がある。この場合、社会保険制度に対する国の責任を明確にするため」、この言葉をぜひ一つ思い起こしていただきます。「給付に要する費用

の一定部分を国が負担すべきである。

国家公務員共済組合の場合は十パーセント、厚生年金保険の場合は十五パーセント、船員保険の場合は二十パーセントを国が負担しているが、地方公務員の場合には、国家公務員の場合に準ずべきである。これが地方制度調査会の答申の費用の負担割合の項であります。さらに年度の二月に出されまして、社会保障制度審議会の答申を見ても、そのおもしろい問題の一つに、「長期給付については直接国庫負担を行わず地方交付税の増加によって賄われるが、これは、本来の目的に沿った配分は困難であり、不合理な結果を生ずる。年金に対する国庫負担はすべて社会保障の見地から各制度を通じて一定の原則によって考えらるべきである。」これは、今度社会保障制度審議会が二月末答申をしたところの一つの項であります。

大臣、私今四つばかりの答申の問題となるところを申しましたが、社会保障の建前から考えても、社会保障の点から問題を掘り下げて考えていっても、国が負担すべきであるということ、どの答申にもはっきりしておるのです。これをあなたの方では無視して、先ほどから議論を展開されております公経済理論一本でこれを今度認められなかったということになると、どうしても納得していかないわけです。どうですか、お考え直したく意思はございませんか。これは私が今いろいろ申し上げた問題等について、ここで今大蔵大臣と議論をする時間がないと思えますけれども、私が申し上げておる考え方はおくりいただけだと思います。

○水田国務大臣 地方公共団体は特に国の事務の一部もやっておりますので、国が負担するといふ場合の理屈をつける場合には一番つけない団体であることは私も承知しています。しかし公共的な事務を分担しているといふことになりまして、地方だけではなくて、まだたくさんあることは御承知の通りでございます。電電公社等においてもどこにおいても、そういう国家的な事務をとっておるというようなことでしたら、みな一様に言える問題でございますが、こういうものも全部国庫負担しない建前に今統一されている。国、地方公共団体両方とも公租権を持ったりばな経済の主体となっておりまして、社会保障制度をそういう建前の主体が一定部分を持ちそれから使用者、組合員という立場において折半するといふ建前で、日本の社会保障制度の費用分担というものが買かれて今までできておるのですから、やはり地方公共団体の、この年金制度もその建前によるということが一番建前をくずさないでいいことではないかと思っております。それでもとのいろいろの答申におきましては、当時の地方団体の財政需要というものが悪いときでございましたので、これを一応頭に入れてありますので、そういう点も考慮された議論が多かったと思えますが、御承知のように地方財政に寄与する国の金と申しますと、今、補助金とかあるいは負担金、交付税で一兆億円以上になっておりますので、この地方財政をまかなっていくために、こういう建前がいいのかどうかということも今後当然問題にならうと思ひますので、この補助金というようなもの

については、ここでその性格、こういうところからどういふふうに出すべきだとか、これはどういふふうな合理的化のいろいろな審議をこれから私どもはやりたいと思ひますが、同時に国と地方の事務配分の合理化、税制における中央、地方を通ずる配分、この三つをかみ合わせて、最後に合理的な地方財政のあり方というものをきめることが、今私どもは必要だと思ひます。従って、どういふ制度ができていまして、地方財政が困るのをそのまゝほうっておくといふことはできませんので、今後この三つの組み合わせをどう合理化するかということがこれからの仕事だと思ひますが、さしあたりそういう事情もございまして、交付税率を若干上げるというような措置もとりましたが、今後そういう問題の合理化というものを政府は十分に、これは政府だけではなくて、国会にも考えていただくことになるわけでございますが、それをやる建前でございますので、とりあえず社会保障制度の建前をここで今財政とからんでくずして置くという必要は私はないと思ひます。これは別に考えてやるべきものだと思っておりますので、今までの答申とか何とかは財政需要というものを相当加味した、混同したいろいろな議論が多く行なわれていたことは事実でございますが、制度の問題としては一応分けて考えるべきだと私は思っております。

○川村総務委員 大臣がそのようにおっしゃいますと、またものを政策的に申し上げねばならぬと思ひますけれども、公企業等の、電々等の問題とこれとをイコールとしてお考えいただくことは納得いかない面が出てくるので、そのようにおっしゃると農業団体であるとか、私立学校であるとか、みなあなたの方で出しておるじやありませんか。地方公務員と申しますと、これは単に、私が申し上げるまでもなく、地方の単独の事務だけをやっておる職員じゃない。国の大きな施策、国からやらせるところの仕事を大部分しよい込んで仕事をしておるわけですから、あなたのように地方公務員はよそ者だ、そういうような考え方に立つた考え方というものは、大臣少し飛躍するのじやありませんか。一つの建前として、あなたがそのようにお考えなさることは私は妨げません。しかし、私が申し上げることもまた一応聞いてもらわなければならぬ。地方公務員はまるっきり国の仕事とは関係のない職員だ、そういう部類だ、電々や国鉄の職員と同じ性格のものだ、あなたがそういう考へておられるとなれば、大きな問題があると思う。特にわれわれが心配しておるのは、今度のこの制度が充足しますと、国家公務員においてもそうでございます。きょう午前中の答申でも明らかにしたようにまだ全部掛金が納まっていない、改正されてから三年にもなりますけれども、それは今掛金率について争いが起こったり、またいろいろな問題があるから、お金は全部集まっておつても定款がまだ改正変更になっていないという事情等もあるわけでしょう。今度の地方公務員の場合もそういうようなことを一つは心配するし、はたして千分の四十四というのが妥当であるかどうか、いろいろ考へて参りますと、今までの過去の追加費用を八千億も考えなければならぬ。将来の経理をずっと見通してみても、追加費用を考へていかなければ三十年、四十年の後は赤字が出るのじやありませんか。こういうことを考えると、地方団体が勝手にやれ、そういうお考えは、私は大蔵大臣としてはあまりにも、何かしらん公経済々々とおっしゃるが、理論にとらわれ過ぎておられる結果じゃないかと思うのです。そこで、私はただ地方の税金が多くなったとか、財政がちょっとよくなくなった、少なくともこの問題でなく、将来こういう制度ができたらくまぐ運営されていきますように考えるならば、国が当然あるいは事務費あるいは要求されておるところの給付の割、それくらいめんどうは責任を持って見てやるということとは当然じゃないと思ひます。そういう考え方が成り立つわけでございまして、それをあなたが頭からどうもがんとして受け付けられておられないわけでありまして、けれども、そこで、実はきのうの答申であなたの方の主計官の話でも、将来困るようになったら何とかめんどうを見なければならぬという意味の御発言もあった。もしも大臣、そのようになり

ましたらどうしてくれませんか。

○水田国務大臣 もともと、地方行政を推進するためには、地方がほんとうの独立税で実施税源を持って実施できることが一番いいことだと思ひますが、御承知のように、財源偏在のときにそういう方法をもって地方行政にに対処するといふことは事実上できませんので、一たん国が税を取って、それを逆に交付して、地方財政需要に充てるというやり方を現在しておりますので、このやり方の運営によって、事実上地方で困る費用とい

うものは見られる仕組みになっておる
ということが一つと、同時に最近福祉
事業を中心として、特に地方の経
費負担というものが国と同じように多
くなってきておりますので、これに対
処するためには国が補助金、負担金を出
すという形でやっておりますが、交
付金よりもこの方が、もう六千二百億
ですが、はるかに多くなっております
こととでございますので、さつき申し
ましたような今後のあり方というものは
、やはりここで基本的な研究すべき
ときにきていと思ひます。従つて、
あなたのおっしゃられるようなことを
言われるのでしたら、私はたとえは国
の事務を一部地方は取っておるのだか
ら、地方の事務費について国はこれだ
け、これは交付税とか何とかという
ものによらないで、その財政需要のこ
ういふ部分はむしろ国が補助金を出す
という、補助金という形でやるべき性
質のものじゃないか。そうなるとする
と、それに対応して、同じ公経済の主体
においても考え方が変わってくるかと
いうふうな、制度でございましてから、
一連の筋のついたやり方を私はすべき
だと思ひます。ところが今、現実はその
なっておりますので、どの部分を国
が補助金あるいは負担金という形式で
出すのが合理的か、そういうものは一
切出さないで、交付金というものの活用
でそれを多くして、ほかの方を整理して
運用する方が合理的かというふうな基
本問題が残っておりますので、私どもは
これからそういう問題の検討に入らう
としておるときでございますから、将来
もしほかの考え方が合理的であつたと
すれば、私もそれはたかくに考えるわ
けではありませんが、現行の建前にお

きます限りは、社会保険制度の費用分
担という建前はくずさずにやるのが正
しいというふうな考えるものでありま
して、この問題については、まだまだ
国の金の出し方について筋を通す今後
のいろいろな問題というものは十分
残っておりますと私は考えております。

○川村(総)委員 これで終わります
が、大蔵大臣、交付税で見てやつた
じゃないか、そういう意味の御発言が
よくあります。今度の問題について実
は交付税で見てやつた、○一%引き
上げたということですが、それで見て
おるじゃないかとよく言われるのであ
りますけれども、そういう見方が、交
付税というものの性格、その制度のあ
り方からして、これについて見てや
つたというその考え方がどうもわれわれ
には納得いかない、こう実は考えてお
るわけですが、あなたの方は先ほどお
っしゃつたような補助金等のお考えも
出したいたわけですから、これは、私
は、この問題について交付税で処置し
てやつたじゃないか、こういうふうな
考え方に立つておられることがどうも
ふに落ちない、こういう点もあるわけ
です。その点は一つ申し上げておきた
いと思ひますが、そういうふうないろ
いろな問題についてはあとで自治省当
局の考え方を私は聞いてみたいと思ひ
ます。大蔵大臣、時間をいたいたの
ですけれども、この程度に――非常に
雑駁なあれで何ですけれども、またひ
まがありましたらぜひ来て下さい。

○渡海委員(長代理) 阪上君。
○阪上委員 この会期中大蔵大臣に会
えないと思ひますので、一つだけ質問
をしておきたいと思ひます。

大蔵大臣は、昭和三十三年三月十二

日の衆議院大蔵委員会におけるところ
の国家公務員共済組合法が通過する際
の附帯決議は御存じないのじゃないか
と思ひますが、そのときにこういう
ことを言われておるのです。附帯決議
の中に、「地方公務員の退職年金制度
については、地方自治体における制度
の沿革及びその特殊性を考慮し、別途
の措置によりその自主性を可及的尊重
すること」という附帯決議がついて
おります。そこで、大蔵大臣は先ほど
この制度は国家公務員に準すべきであ
る、準すべきであると言ひながら、一
方において国家公務員に準じないで、
負担金を出さない。出さないと出す
という問題についてはいろいろ論議が
ありますが、そういうことになってお
る。その点はさておきまして、どうで
しょうか、この附帯決議の趣旨という
ものは当然その当時政府当局も一つ努
力いたしました、こう言うために違ひな
いと私は思ふ。この場合、こういうふ
うな明確な附帯決議がついておるので
す。地方自治体の制度の沿革及びその
特殊性を考慮しということがうたわれ
てゐるわけなんでありまして、この点に
ついて、この地方公務員共済組合法案
というものは国家公務員に準じて行な
われなければならぬ、こういうふうな
依然としてお考えになりましようか、
どうでしょう。

○水田国務大臣 さつきから言つてお
ります通り、建前から見てこうするの
が終始一貫しておることじゃないかと
思つております。

○渡海委員(長代理) 二宮君。
○二宮委員 答申案、そのほかいろいろ
の問題についてもめなないものはの
めないんだというふうな大へんお強い

御意見のようですが、参議院をこの法
案が通過するときの附帯決議の中で、
事務費、給付費そのほかについて国が
今後において財源を見てやるという決
議がついておられます、これは大蔵大
臣、御存じでしょう。

○高柳説明員 附帯決議の際に、主管
大臣であります自治大臣からお答えし
ております。その趣旨をわれわれは了
承しております。

○二宮委員 今、大蔵大臣は、調査会
であるとか諮問機関に対して、非常に
強い態度で、めなないものはめなない
んだという言い方ですけれども、大体
国会においても、附帯決議というもの
をつけるのは、ほんとうに法案を通す
ときのアクセサリみたいな考え過ぎ
で、その時期を過ぎるとその趣旨が尊
重されないという傾向を私は非常に強
く感ずる。今大蔵大臣自身が、これは
将来国の費用をもつて見るべきだとい
う参議院の附帯決議があるにもかかわ
らず、それを御承知ない。こういうこ
とで、これはあなたにはさつき、今後筋
を通して見るべきものは見たいのだ
と、川村委員の質問に対してお答えに
なつたように思ふのですが、同時に、
今からわれわれがこれを審議して参り
ます際に、地方公務員共済組合法をや
りますときに一番問題になりますの
は、国家公務員の共済組合法がすでに
制定をされている。自治省の方々やそ
のほかの人々も、全部これがあるから
これにならうのだという考え方が出て
くるのです。

そこで私は大臣に一つお尋ねしてお
きたいと思ふのですが、たとえば五十
五才までは若年停止という形をとつて
いて、一年ごとに四%ずつ減率をし

ていく。五十五才になつてももとに返
さないという地方公務員の退職年金の
やり方ですね、これは国家公務員がこ
うなっているから、従つて、地方公務
員もこれにならうてこうするのだ、こ
ういふ考え方になると、この委員会
で地方公務員の共済組合法の、こういう
一人々々にとっては大へん問題になる
ような問題を審議しましても、国家公
務員に対する共済年金の問題が動かな
いということになると、審議したつて
意味がないのです。従つて、そのよう
な問題は、これは国家公務員と地方公
務員を比較いたしました際に、その被
害額――被害ということはおかしいけ
れども、実際非常に影響を受けるもの
は地方公務員の方に多いのです。従つ
てこれを何とか是正をしなければなら
ないという意見が出ましても、国家公
務員がこうなつておるからこれになら
うのだというふうな考え方であれば、
これは審議できません。従つて、私は
ここで大臣のお答えをぜひお願いした
いは、やはりそういうふうなすつき
りした姿で、ほんとうに社会保障、社
会保険という立場に立つてこの法案を
審議するという段階になれば、それは
国家公務員の場合も一つ考え直して
いいのだ、こういうふうな意見がなけ
れば、これは今から審議したつて意味
がないのです。右にならうで全部や
つてしまふ、そういう考え方だつたら話
きりした筋の通つた意見が出てきて、
これは非常におもしろくない点もある
のだというふうなことで、特に国家公
務員の共済年金を作るときには問題に
ならなかつたが、地方公務員の共済年
金の場合には非常にこれが問題になる

ということが起こって、皆さんの意見が午前中にもいろいろ出たのですが、起こりました際には、国家公務員の共済組合法に対して再度検討をして、それに對するバランスをとっていく、こういうような決意があるかどうかというのをはつきりお伺いしておきたいと思うのです。

○水田國務大臣 今の問題、私よくわかりませんが、問題は保険計算に基づいた社会保険制度でございますので、その細工をする余地のないものだと思います。たとえば国民年金でもその問題が出ましたが、何才のときから支給するといったら、大体保険数理の計算で、そのときの給付金というものは出て参りますし、これを短くして、もっと若いときに支給しようとしたら、おのずからそのときの計算というものは出てきて、要するに保険計算において、ただ無制限に計算外の資金の補給をしないという立場から成り立っている制度でございますから、そこでそう勝手に手直しのできない性質のものを持っております。従って、一つ制度ができませんと、大体それに準じたところへ落ちつくので、一つを特に直すという計算ができない、そう簡単に自由裁量のきかない問題だと私は思っております。そこで全く同じでなければならぬかという問題はあろうと思ひますが、大体において給付額というものは計算に縛られて決定される問題ですから、同じような制度をとる場合には、おのずから同じようなところへ落ちつくという性質のものだろと考へておられます。特に地方公務員だけそこをかはらないだらうと思ひています。

○二宮委員 私の尋ねておるのはそうではなくて、一つの制度ができたらもう全くコンクリートになってしまつて、新しい問題が派生をして、それを正しい方向に是正しようというときに、前にできておる制度があるからこれはもうだめなんだという行き方では、国会の審議というものの権威はないし、あなた方がやっておる行政そのものにも私は潤いがないと思うのです。従つて、国家公務員に対する共済年金の地方公務員と関連をする問題の中で、地方公務員ではこういう点が非常に問題になるから、ここを直した方がよろしいという意見が出た場合には、それは国家公務員の共済年金がやってきたから、もうこれに右へならえだというような、そういうかたくなな考へをされずに、やはりその辺をやわらかい考へて是正をしていくという態度があるかどうか、こういうことをお尋ねしておるのです。

○水田國務大臣 これは保険制度によつていふものでございまして、どうにでも言つたように動かせると思ひます。給付金を多くしたいというのでしたら、年金の掛金率をどうすればいいか、これは当然計算で出て参りますし、従つて、この制度それ自身の建前をくずさないということでございます。したる、国家公務員の共済年金制度と地方公務員の共済年金制度が違つていふので、計算がくずれない限りにおいては画一でなければならぬということとは考へなくていいと思ひます。

○太田委員 今の問題に関連して水田さんにお尋ねします。運用金利は五分五厘と聞いています、実際に五分五厘というのはいくつが標準でありまして、実効利回りというのはそれ以上に高いと思ふのですが、五分五厘でなければこの計算は成り立ちません。

○水田國務大臣 計算が成り立たないのじやなくて、五分五厘というものを前提とした計算で掛金も給付金もきめられておることです。ですから、これを六分に直せば、また掛金が違つてきますし、支給額が違つてくるというだけの問題だと思ひます。

○太田委員 というだけの問題じやなくて、大臣、そこが大事な点です。それが下がつてきたらありがたいじやないですか。考へて下さい。五分五厘の利回りが六分になれば、掛金も下がる、若年停止も下がる。大へんありがたいのです。だけじやなくて、ぜひ五分五厘を六分にしたいだきたいと思ふのです。あなたは軽く、しようがないじやないかと言はれる。あなたのおっしゃることは正しいのだが、いいですね、それをやっていただけですか。

○水田國務大臣 そういう建前のものではございませんから、動かせぬというものでございまして、問題は、これは長期の制度でございまして、金利の変化というふうなもの、相当先の見通しというものを考へてきめられておる問題だと思ひます。

○太田委員 実際では六分から七分と云ふのがもう実効利回りとしていわれているのでしよう。これは松浦さんもそう御答弁をなさつていらつしやるのです。それを五分五厘という利回りによつて計算するということになる。に掛金を高くするということになる。四・四の掛金をとるために、逆算して金利を出しておる。逆算して五分五厘、そんな安い金利で今實際上運用なんかやつていらつしやるはずがありません。どうですか、最低六分になるでしよう。

○平井政府委員 ただいまの点。ちよつと技術的な点がございまして、御説明申し上げたいと思ひます。が、御承知の通り現在の五分五厘という予定利回りは、単に国家公務員共済組合のみでなく、いわば国の社会保険の全体系において採用しておる利回りでございます。この予定利回りが五分五厘が妥当であるかあるいは六分が妥当であるか、さらに上げていいものか、この点は確かに御議論の存するところでございますが、これは単に現在の運用状況が実際上六分五厘なり七分に短期的に回つておるといふ事態だけで論議されるわけにはいかない問題でございまして、保険計算といたしましては少なくとも三十年、遺族に対する給付等を考へれば五十年ないし七十年という長期の観点でものを考へていかなければならぬわけでございます。

○水田國務大臣 現存の五分五厘という金利水準が、まあ現段階においては長期的に見て妥当ではなからうかということ、社会保険全般を通じて五分五厘と定められているような経緯でございまして、現にたとへば國債金利等をとりましても、現在におきましては借りがかへ債は六分三厘四毛という利回りになっておりますが、昭和の初期におきましては五分四厘八毛であるとか、あるいは一番低いころ、これは戦時中でありまして、ちよつと特例かもしれないませんが、三分六厘九毛という時代もありまして、そういう段階におきましては五分五厘

すら確保できないような場合もあるわけでございます。長期的な観点でわれわれとしては五分五厘が妥当ではないかというふうに考へておる次第でございます。

○太田委員 私は大臣にちよつと御答弁をいただきたいと思ひてゐる。事務の方はどうでもいいです。いつでも聞けます。五分五厘が妥当だんといふことを信用する人は一人もない。今日に至るまで、五分五厘なんといふのは、これはいい金利だ、それがほんとうだらう、それこそ國家百年の大計だと言つた人は一人もない。今から五年ごとに計算し直すというシステムでしよう。今の池田内閣の所得倍増政策から言つても、五分五厘がアメリカやイギリス並みに三分になつてしまつたらうなんて、そんな見通しはないのでしよう。してみれば、六分から七分というものに實際上運用されておるならば、三厘上がれば若年停止が実現できる。五厘上がれば百分の四まで掛金が下がるのだから、ある程度利回りを考へるといふことは当然じやありませんか。どんな金だつて運用金利を考へないで金を扱うというのはどうなんですか。世の中にたくさんあります。

○平井政府委員 五年ごとに再計算するという御議論はごもっともでございますが、事柄の性格によりまして、再

計算する

計算の変動要素になるものと、比較的変動率の低いものというのがございす。従いまして、実態的には変動率の高いものが大きな影響を持つてくるわけでございます。金利等につきましては、われわれ伺っている範囲ではかなり長期的な観点で決定するべきものだというふうにとらえている次第でございます。

支をはかるものについてはお説の通りであると思ひます。ただこれらの資金というのはいわゆる長期的なものを考へなければならぬ性格のものでございすので、現在の段階で若干の実効金利が予定利回りを上回っているとしても、それをもって直ちに五分五厘が不当であるということにはならないと考へる次第でございます。

○谷村政府委員 ちよつと口が下手でございまして、お聞きづらかったと思ひますが、保険会社が見ておるような低い金利にまでは行かない、そんなにしたら少しあるいは行き過ぎかもしれない、かといつて現実の金利のままで見てしまふのはあぶないということ、大体五分五厘という考へ方をとつておるの、ずつと今までの社会保険等における基礎になつていると私どもは聞いております。

○谷村政府委員 資料にわたりますので、ただいますぐ資料を見てお答え申し上げます。

○谷村政府委員 三十二年度で六分七厘二毛とかいうのじゃなくて、ずつと前の、十年間くらい前から言つて下さい。二分か三分の小さな金利から上がったのですか。どんな傾向です。

○平井政府委員 それでは終戦後から申し上げますが、昭和二十一年は二分八厘五毛でございます。昭和二十二年は二分五厘二毛、二十三年は四分二厘二毛、二十四年は六分七厘、二十五年は四分四厘五毛、二十六年は六分八厘二毛、二十七年は五分三厘八毛、二十八年は七分七厘四毛、二十九年は七分七毛、三十年は六分九厘五毛、三十一年は六分七厘九毛、三十二年は六分七

○谷村政府委員 ちよつと口が下手でございまして、お聞きづらかったと思ひますが、保険会社が見ておるような低い金利にまでは行かない、そんなにしたら少しあるいは行き過ぎかもしれない、かといつて現実の金利のままで見てしまふのはあぶないということ、大体五分五厘という考へ方をとつておるの、ずつと今までの社会保険等における基礎になつていると私どもは聞いております。

○谷村政府委員 資料にわたりますので、ただいますぐ資料を見てお答え申し上げます。

○谷村政府委員 三十二年度で六分七厘二毛とかいうのじゃなくて、ずつと前の、十年間くらい前から言つて下さい。二分か三分の小さな金利から上がったのですか。どんな傾向です。

○平井政府委員 それでは終戦後から申し上げますが、昭和二十一年は二分八厘五毛でございます。昭和二十二年は二分五厘二毛、二十三年は四分二厘二毛、二十四年は六分七厘、二十五年は四分四厘五毛、二十六年は六分八厘二毛、二十七年は五分三厘八毛、二十八年は七分七厘四毛、二十九年は七分七毛、三十年は六分九厘五毛、三十一年は六分七厘九毛、三十二年は六分七

○谷村政府委員 ちよつと口が下手でございまして、お聞きづらかったと思ひますが、保険会社が見ておるような低い金利にまでは行かない、そんなにしたら少しあるいは行き過ぎかもしれない、かといつて現実の金利のままで見てしまふのはあぶないということ、大体五分五厘という考へ方をとつておるの、ずつと今までの社会保険等における基礎になつていると私どもは聞いております。

○谷村政府委員 資料にわたりますので、ただいますぐ資料を見てお答え申し上げます。

○谷村政府委員 三十二年度で六分七厘二毛とかいうのじゃなくて、ずつと前の、十年間くらい前から言つて下さい。二分か三分の小さな金利から上がったのですか。どんな傾向です。

○平井政府委員 それでは終戦後から申し上げますが、昭和二十一年は二分八厘五毛でございます。昭和二十二年は二分五厘二毛、二十三年は四分二厘二毛、二十四年は六分七厘、二十五年は四分四厘五毛、二十六年は六分八厘二毛、二十七年は五分三厘八毛、二十八年は七分七厘四毛、二十九年は七分七毛、三十年は六分九厘五毛、三十一年は六分七厘九毛、三十二年は六分七

○谷村政府委員 ちよつと口が下手でございまして、お聞きづらかったと思ひますが、保険会社が見ておるような低い金利にまでは行かない、そんなにしたら少しあるいは行き過ぎかもしれない、かといつて現実の金利のままで見てしまふのはあぶないということ、大体五分五厘という考へ方をとつておるの、ずつと今までの社会保険等における基礎になつていると私どもは聞いております。

○谷村政府委員 資料にわたりますので、ただいますぐ資料を見てお答え申し上げます。

○谷村政府委員 三十二年度で六分七厘二毛とかいうのじゃなくて、ずつと前の、十年間くらい前から言つて下さい。二分か三分の小さな金利から上がったのですか。どんな傾向です。

○平井政府委員 それでは終戦後から申し上げますが、昭和二十一年は二分八厘五毛でございます。昭和二十二年は二分五厘二毛、二十三年は四分二厘二毛、二十四年は六分七厘、二十五年は四分四厘五毛、二十六年は六分八厘二毛、二十七年は五分三厘八毛、二十八年は七分七厘四毛、二十九年は七分七毛、三十年は六分九厘五毛、三十一年は六分七厘九毛、三十二年は六分七

○谷村政府委員 ちよつと口が下手でございまして、お聞きづらかったと思ひますが、保険会社が見ておるような低い金利にまでは行かない、そんなにしたら少しあるいは行き過ぎかもしれない、かといつて現実の金利のままで見てしまふのはあぶないということ、大体五分五厘という考へ方をとつておるの、ずつと今までの社会保険等における基礎になつていると私どもは聞いております。

○谷村政府委員 資料にわたりますので、ただいますぐ資料を見てお答え申し上げます。

○谷村政府委員 三十二年度で六分七厘二毛とかいうのじゃなくて、ずつと前の、十年間くらい前から言つて下さい。二分か三分の小さな金利から上がったのですか。どんな傾向です。

○平井政府委員 それでは終戦後から申し上げますが、昭和二十一年は二分八厘五毛でございます。昭和二十二年は二分五厘二毛、二十三年は四分二厘二毛、二十四年は六分七厘、二十五年は四分四厘五毛、二十六年は六分八厘二毛、二十七年は五分三厘八毛、二十八年は七分七厘四毛、二十九年は七分七毛、三十年は六分九厘五毛、三十一年は六分七厘九毛、三十二年は六分七

○谷村政府委員 ちよつと口が下手でございまして、お聞きづらかったと思ひますが、保険会社が見ておるような低い金利にまでは行かない、そんなにしたら少しあるいは行き過ぎかもしれない、かといつて現実の金利のままで見てしまふのはあぶないということ、大体五分五厘という考へ方をとつておるの、ずつと今までの社会保険等における基礎になつていると私どもは聞いております。

○谷村政府委員 資料にわたりますので、ただいますぐ資料を見てお答え申し上げます。

厘二毛というような経緯でございませう。

○太田委員 ですからその傾向を見て、今から十五年の昔に今急に返るようなことになったとしたならば、日本の国の経済はひっくり返ってしまひますよ。傾向から見ただけでそうではない。急にそんなことはできないでしょう。してみれば、あなたたちが計算される場合に、今一般的に国家公務員の共済組合法の運用資金の金利でも六分以上だということになれば、それは五分五厘なんというところは、ただ掛金をたくさんとって、そうして容易に運用しようとする以外の何ものでもない、こういうふうには私は思います。

それはそれとして、さっきの話に少し戻して、国庫負担のないのめけしからぬし、資金の運用もけしからぬし、やる気があるのかないのかさっぱりわからぬと私は言っておったのですが、これは自治省の行政局長さん、掛金を一挙にふやさずに、少しずつふやして、現在二・二%までのものもたくさんあるのだから、二・〇%というところをベースにしまして、とりあえずそれより一割なり二割ふやして、一段、二段、三段と上がっていくという通増方式をお考えになったことはありませんか。

○佐久間政府委員 そういう方式は考えたことはありません。

○太田委員 そういう制度は実際上制定することは不可能なんですか。

○佐久間政府委員 保険数理に基づきまして計算をいたすわけでございませうから、何年間は何分、またあと何年間は何分ということになりますと、長期

的な計算ができないというふうに考えております。

○太田委員 それでは局長さん、あなたの今の金利の問題でも、僕の意見と大蔵省の意見と違ふ。五分五厘というべらぼうな安い金利で運用する以上は、ある程度効率をよくすることはわかるが、六分以上に上がるにきまつてゐる。上がったかどうかというところには給付の内容の問題が出てくるから、組合会というものは組合員の意思を十分反映するような組織にしなければならぬという点がある。それを片方は、三共済は審議会方式だ、それに片方は組合会だというのも、年来組合会方式を主張していらつしたのだから、組合会方式を正しいと思つていらつした方が、どこかの圧力で、これは大蔵省の圧力だろうと思うが、そういうところで審議会方式に変えて、早く言つと組合員の意思というものはあまりよく反映しない方式をおとりになったということは、将来もあまり制度を改善することにならぬと思うが、その点どうです。

○佐久間政府委員 組合会方式がいいか、運営審議会方式がいいかにつきましては、私どもも立案の過程におきましていろいろと検討をいたした問題でございませう。検討の結果、ただいま御審議をいただいておりますような三共済につきましても、これまでの沿革もございませうし、それらを考慮いたしまして運営審議会方式をとるというところにいたしましたわけでございませう。ただ、その運用にあたりましては、御指摘のように、組合員の意思がなるべくよく反映できるようにという配慮は十

分持つていくべきものというふうに考えております。

○太田委員 従つて、組合会の運営ないし審議会の運営とか組織についてはうまく反映するということになるなら、十分組合員の考え方も聞いてやるということだろうと思うのですが、私はそういうことを本制度の上に反映をしておいていただきたかと思つてゐる。特に先ほどの罰則によるところの支給の停止なんかはまことにけしからぬ話であつて、禁錮以上の刑に処せられたから――これは一ぺんあなたの方の答弁を統一しておいて下さい。自動車の置き場所を、道路の上に置いておつたばかりに懲役刑を食つた、これは三月以下の懲役になつてゐますよ。自動車は道路の上に置いていたばかりに、ふいになつてしまつたというやうなことをあなたたち考へておられますか。恩給としてやるならば、昔太政官布告というのがありまして、これは明治十七年一月四日付の太政官達第一

号、第十八条 恩給ヲ受クル者公權ヲ剥奪セラレタルトキハ全ク之ヲ止メ又左ノ各項ニ該ルトキハ其ノ時間ノミ之ヲ停ム
一 公權ヲ停止セラレタル時
二 再び官ニ就キ俸給ヲ受クル時
三 事故アリテ日本人タルノ分限ヲ失フ時
四 政府ノ許可ナクシテ日本國外ニ出タル時

第十九条 扶助料ヲ受クル者禁錮以上ノ刑ニ處セラルトキハ又ハ第十八条ノ第三項若クハ第四項ニ該ルトキハ之ヲ止ム
というようになっておまして、この

思想が今日までずっとときておるのですよ。それを一番近代的な科学的な、最も合理的な共済組合法の精神というものは、全くもつて不可解千万だ。こういう点はあなたも十分計算されて、勘定に入れていらつしたるかどうかという点、今すぐ御答弁をいただかなくていいから、またあらためて御答弁をいただきたいと思ふ。これは大へなことですよ。そんなことをしたら掛金は高い、給付は悪い、若年停止もやめる、組合員の方も、お前たちあまり参与しないで、おれの方で勝手にやる、その金利は世の中の金利よりも安い五分五厘で計算する、そんなばかなことをやつておつてはだれも納得できない。

その上何か道の上に自動車を置いておつたばかりに、恩給は二割も三割も減つたり、停止されたりしたら大へなことですよ。一つはこれは十分考へ直していただきたいのです。

時間が過ぎておりますが、禁錮以上の刑に処せられた場合の罰則の問題、百十一條というのは、どうもあなたたちの最初の、掛金の説明をなさつたときの精神と違ふやうな気がしてしやうがない。もう一回御説明していただきたいと思いますか。

○佐久間政府委員 先ほどもお答え申し上げましたが、もちろん相互共済という精神が主眼でできた制度ではございませうが、やはり公務員制度の一環として、人事管理上の考慮も若干は加味するというのが適當であらうと考へるわけでございまして、禁錮以上の刑に処せられるというやうなことは、これは公務員といたしましてまことに希有な例でございませう。その場合に、そ

の率もごくわずかでございまして、地方公共団体が負担する分の一部を停止するという運用に考へておるわけでございませう。

なおまた執行猶予を受けたような場合には、その執行猶予期間が過ぎました場合には元に戻るやうに政令で措置もいたすやうに考へておりますので、この運用につきましては過酷にわたらないやうに十分配慮はいたしますが、制度そのものとしてはこの程度のことは適當なことであらう、かやうに存じておるわけでございませう。

○太田委員 ですから、執行停止期間中はやはり年金が支給停止されるといふことなども、それは何ですか、問でしよう。その罰をかりに刑事犯罪にしても何犯罪にしても、それは裁判所の判決によりまして罰を食つたら、それで解決しておるじゃありませんか。なぜこちらの方でも一回そんなに二重に罰を食わせなければならぬのですか。それは局長さんどうです。

○佐久間政府委員 繰り返し申し上げますが、公務員制度の一環として人事管理上の配慮も若干いたしておるわけでございまして、そういう刑に処せられるやうな行為のあった公務員については、ある程度の制裁を加えるということが公務員秩序を維持して参ります上に必要ではなからうか。しかしその場合におきましても、先ほど申しましたやうに、これは本人の掛金の方に影響をもちましてはいけませんので、地方公共団体の出す分についてのごく一部を停止するということと、その間の配慮を調整いたしておるわけでございませう。

○太田委員 だから、そういうふうな
らばもっと低くしておいて、せめて二
%くらいにしておいて、そうして今ま
での前例もありますから、二%くらい
の掛金によって、早く言うならば相当
恩恵的なものがあるならば、労務管
理、人事管理上の作用が出てきたこ
ろで、それを受ける方はある程度うな
ずけますよ。しかし対等の立場のよう
に感ぜられるような掛金を取っておい
て、そうして片方は罰にしても、いかな
る罪刑にしても、きちっと判決があつ
たらそれで片づいておるのを、また職
場を持ってきて、君はどうでこうで、
その金はやることはできないなんて、
そんなことは二重罰、三重罰というこ
とになるような気がするのですよ。だ
から人事管理なんかこれを使うなん
てとんでもないことだ。共済組合法案
を人事管理の道具にするなどというこ
とは——それならばえさじやないです
か。えさならば恩給に戻さないとい
松浦さん、どうですか。人間にとって
のえさだということなら、そんなもの
は出す方が買つて出すのがあたりまえ
でしょう。自分が買ったものはえさと
はいわぬでしよう。どうです。

○松浦説明員 短期の医療給付あるい
は災害給付、そういった問題について
は、新制度におきましてもそういう関
係の制裁は一切考えられておりませ
ん。

○太田委員 従って、短期の給付には
及ばない、長期給付だけでございま
すね。だから、短期給付だって長期給
付だって給付に間違いはないじゃない
か。民間でありましようとも、どうい
う労務管理のやかししい会社でも、あ
なたは禁錮以上の刑に処せられた、ど
うされたからということ、かりに今
病気で入院していても、その入院費は
払いせんよということはないわけ
ですね。そういう考え方は私は恩給時代
のなごりであるから、その恩給時代の
なごりを共済組合法に持ち込むとい
うことはとんでもない間違いだ、恩給
なごりであるというのですか。今まで
通りにしてあげばいいですよ。何もわ
ざわざ保険数値に基づく共済制度とい
う建前に変わったのだからと言って、
大きなことを言つてみたところで、あ
りがたいところは何もない、ありがた
いところがないうのが本制度の一
番の致命傷だと思ふ。

○佐久間政府委員 掛金につきまして
は、御指摘のように今度は統一した率
に改めるわけでございます。従来も、

お互いが出し合つて助け合つていく、
それにはそんな罰はないのでしよ、
あります。

○太田委員 共済制度というのは形を
かえるならば、健康保険もそうです
ね。健康保険だって共済制度ですよ。

建前といたしましては、旧恩給法の率
で恩給納付金を取っていくという基準
で実は指導をして参つておつたわけ
でございます。しかし、先ほど御指摘の
ように、若干の都市等におきましてそ
れよりもずっと低い率、あるいは全然
掛金を取らないで給付をしておりまし
たところもあつたわけでございます
が、これは非常に例外的なところでご
ざいますので、今回統一した制度を作
ります際には、掛金は統一をし
ていくことが適当であろう、かような
考え方をいたしておるわけございま
す。

○太田委員 では具体的に聞きます
が、二%が四・四%になった場合に、
地方条例によって二・二%は地方自治
体が負担をする、こういう条例を設け
た場合にはこれは違反ですか。

○佐久間政府委員 この法律が成立を
いたしますと、それはこの法律に抵触
をすることになります。

○太田委員 そうするともういいこと
はこれでみなとまるのですね。掛金も
今まで二%しか出しておらないのに
四・四%になったから、そのところ
は気の毒だから二・二%は当分の間地
方自治体が出しましよう、そういう負
担に関する条例が出たといふれば、それ
は本法違反だからだめだ、やりたくて
もやつてはいけません。あるいは十七
年で恩給をもらつておつたところが十七
年でこれを支給しようとしてもそれは
できない、それはだめだ、全部これに
直さなければいけないということにな
れば、これが施行されますといふこと
はみなとまるのですね。

○佐久間政府委員 この施行法におき
まして既得権、期待権と申しますか、

これはできるだけ尊重をして参るとい
う建前で、相当詳細に経過措置を規定
いたしております。ただいま御指摘の
ございました支給の開始の年限で必要
とされる受給年限の期間でございま
すとか、あるいはその支給される額で
ございまして、支給開始をする年令で
ございまして、そういうものにつ
きましては、できるだけ既得権を尊重す
る方針で経過措置をいたしておるわけ
でございます。ただ、掛金の点につき
ましては制度の組み立て方が変わるわ
けでございまして、これにつきまし
ては既得権の保障というような考え
方はとらなかつたわけでございます。

○太田委員 まことに驚き入つた内容
でございまして、本法案はタヌキかキ
ツネか、まことに逆説するべから
ざる法案であると存じます。従つて、
私はもう少々考へてお尋ねをいたした
いと思ひますので、一応これで終わ
ります。

○渡海委員長代理 川村君。

○川村委員 きのうの伊藤委員の
質問、山口委員の質問、きょうの渡井
委員の質問、太田委員の質問、私、初
めからいろいろ聞いて参つたのであり
ますけれども、皆さん方のお考えわか
らぬでもありませんが、どうもこの地
方公務員の共済制度をお作りになつた
われわれが納得のいく根拠というもの
が、まだ非常に私にはつかめないの
であります。こういういろいろな計数的
な面について、私自身も暗いのでよくわ
からぬのかと思ひますけれども、なる
たけ前の質問者の問題に重複しないよ
うにお尋ねしていきたいと思ひますけ
れども、あるいは重複するところがあ
るかもしれませんが、お聞かせおき
ただきたいと思ひます。実はこの法
律案の各章を見て参りますと、それぞ
れの条章についていろいろの疑問点
がないでもありませんが、まず私は先
ほど大蔵大臣にお尋ねしました点につ
いて、大へんくだいようですけれども、
自治省当局にお尋ねをしておきたい。
国家公務員についての共済組合がで
きてから、もうすでに三年ばかりに
なつております。皆さん方もそれにな
らつて、地方公務員の統一された共済
組合を作ろうと計画なさつて、このよ
うな法案が作られたということにつ
いて、私は実は敬意を表しております。
今日のように、給付内容についても、
あるいはその他ばらばらな形がいいか
どうか、私も疑問でございまして、さ
うして、きくれば公務員に対する給与の
引き上げということも考えながら、い
わゆる社会保障の精神を生かしながら、
こういう形で作られるということに
ついて、あえて私は異論を差しは
さむものではないと思ひます。しかし、各
委員の皆さん方が質問申し上げまし
たように、やはりだんだん疑問が疑問を
生んでいくわけでありまして、聞いて
おつてもなかなか納得がいかないので
ございまして。そこで自治省当局が三年
前にこのような準備をなさつて、今日
まで提出ができてきた、その理由は、
私は、私たちが聞いておる通りに、一つ
は非常に複雑なものを統一していくの
だから、事務的に法案作成の過程にお
いて困難なこともおそく多かつたろ
うと思ひます。しかし、最も大きな理
由は、毎年度自治省当局が大蔵省に對
して、給付の一割負担、事務費の全額
負担というようなことで予算折衝され

て、それが全部はねつけられてきた。そこで地方財政の観点から、やはりどうしてもこれを国会に提出するに踏み切り得なかつた、私はこの点もまた一つの大きな理由であつたと思うが、これはその理解しておいてよろしうございませうか。

○佐久間政府委員 さようでございます。

○川村(維)委員 そうしますと、皆さん方がどうしても給付の割は国に負担してもらわなければいけぬ、事務費は一つ全額負担してもらいたい——三十七年度の予算を要求なさるときにも、合計七十五億ですか要求されたようでありましたが、皆さんが大蔵省に対して予算を要求された、その考え方の一つは一体どこにあったのでございませうか。

○佐久間政府委員 これは、先ほど先生がいろいろおあげになっておりましたように、社会保険に対する国の責任を明らかにいたしますために、一割の国庫負担をすべきである、こういうような主張をいたしておたわけでございます。しかし、大蔵省の方の公経済論、国も地方公共団体もひとしく公経済の主体である、社会保険についての国の責任というのは、広い意味で、地方公共団体もひくくめめた公経済の主体にあるという意味に解していいじゃないかという御主張があつて、いろいろ考えました結果、最後におきましてはその見解がよからうというところで、私も承知をいたした次第でございます。

○川村(維)委員 そうしますと、皆さん方が三年も大蔵省に主張してこれ

ましたその理論というものは、間違つておつたということに皆さんの方で納得されたわけですか。そうではなくて、大蔵省の言うところの公経済理論に道を譲らねばならない、こういうことで納得なさつたわけですか、どちらでございますか。

○大上政府委員 問題が大きうございませうので、私からかわつて答弁いたします。

まず第一に、両三年間大蔵省と折衝を続けて参つたことは事実であり、予算の要求の七十五億も先生の御指摘なされた通りでございます。そこでこれが、大蔵省の理論にわれわれ自治省の方が負けたという言葉は妙かもしれませんが、いわゆる理論的、政策的に、また政府の内部の意見調整で百歩譲つたかという点でございます。われわれは現在の法案を提出して、御審議の過程においてはそういうことは一応認めざるを得ぬと思ひますが、ただ、それほどのものをなぜ提出したかという点でございます。ただいま先生のお話もございましたように、この退職手当それ自身が地方公共団体に対して非常に煩雜であり、これを統一したいのと同時に、いわゆる国家公務員の共済年金制度が充足して以来、同じ公務員という建前から、この充足に準じて成立と同時にやりたい。

もう一つ根幹的に流れている案は、現行法のままでいきますと、これは累年各公共団体に非常に財政的な圧迫がくるのではないかと、これを統一して共済年金制度を打ち立てていくことによつて、幾分かでも地方財政の面において、あるいは国家全体から考えてもいいのじゃないかという段階で踏み切

りましたので、従ひまして明年度予算につきましても、諸般の事情から見まして、これでわれわれが明年度全然打ち切つていくという建前じゃございせん。さらに大蔵省とも折衝を促進し、この財政の建て方等については十分検討の上、政府内部においても、われわれとしては意見のあるところを十分折衝する予定でございます。

○川村(維)委員 今、次官からお答えいただきましたが、結局皆さんが三年間の法案を出すべく用意をして、財政負担の面で大蔵省に強く要求してきた。ところが、その要求してきたところの理論的な考え方というものは決して引つ込めているわけではない、諸般の事情で百歩下がつて、大蔵省の公経済というあの理論の前に一応道を譲つたんだ、このように率直に理解しておいて差しつかえございせんね。

○大上政府委員 その通りでございます。

○川村(維)委員 そうしますと次官、率直に私は、これはお願いになつてしまひますけれども、わずかに二、三人の委員の皆さん方がきのうからいろいろ質疑をしてこられた。ところが千分の四十四の掛金の率の出し方というものが、地方公務員のいろいろの実態からして、どうも根拠がはつきりしない。それから追加費用の問題からしまして、また三十年、四十年、五十年先の保険経理の面から考えていっても、はたしてどうかという心配が出てくる。またきのういろいろ山口委員からも申しておりましたが、文部省あるいは警察庁関係の皆さん方が出しておられます資料についても、いろいろと疑問がたふさん残つておる。もちろん私はこ

のような根本的な重要な資料が今すぐ完全なものができ上るとは考えませんけれども、その資料のとり方があまりにもおざなりじゃないか、この印象はぬぐい切れないわけですね。三年前に皆さん方がこの法案を出そうとして、そのときにお作りになつたような資料がどうもそのまま生きていくような格好で、その資料というものが十分でない。そうなりますと、国家公務員が千分の四十四だから、まあそれにならえというところで、準ずるということでは無条件に千分の四十四ということをはじき出されることについては、われわれとしては納得いかないわけですね。そのほかにもいろいろ問題点はありますけれども、今申し上げました一つ、二つの点から考えても、この際、今度はわれわれの意見を、百歩譲つて聞いていただいて、もう一ぺんそれらについて十分検討を加えて、委員会に審議させてもらう、こういうように踏み切つていただかせんか。これは次官いかがでございますか。

○大上政府委員 お説の通り、千分の四十四のよつてきたところの根本的な諸条件といひますか、あるいは追加費用に對するところの八千億円云々という問題等、なお、さらにこれに付随して当委員会に法案の御審議を願うための資料の提出という点は、全力を上げて関係各省に督促をさせて、この委員会に間に合うように提出させておりましたが、まだ今日も出て参つておりません。そういうことから、審議に支障があれば十分納得もできないというような建前から、いま一度考え直せないかという御質問ですが、これは非常にかつて重大であります、われわれは全

力を上げて皆様方の御審議におこたえをし、そして御了解を願つて、何とか今国会においてこれを実施に移したい、このように終始一貫しておりますので、できるだけだけの政府としての資料の提出なり、あるいは答弁等は、全力を上げていたしますので、審議を御継続の上、今後、お認め願へるようお願い申し上げます。

○川村(維)委員 給与課長さん。私先ほど大臣に答申のことでお尋ねしたわけですが、きょう大蔵大臣からあらがはつきりしておられまして、大蔵大臣としてさすがと思つたのですが、今、自治省の方にお聞きしますと——きのうからだんだんお話を聞いておるわけですが、きょう大蔵大臣からあらためて聞いたわけですが、大蔵省の、国庫負担をしないという考え方については、地方財政をあくから立場から、自治省の方は、理論の上から考へても必ずしも納得しておられるわけじゃない。今お聞きの通りです。そこで、私が重ねてお尋ねすると、大蔵大臣の答申の通りに御答弁なさると思ひますが、先ほど私がちょっと申し上げました各種の答申について、やはりもう少し大臣と論議すべきだと思ひますけれども、給与課長さん一つ責任を持ってお答えいただきたいと思ひますが、私が先ほど読み上げたような幾つかの答申にも、国が地方団体に負担をする必要がないと全然書いてない。そういうことを言つた審議会は一つもない。審議会はどうもそういう連中の集まりだと大蔵大臣は言つておられますけれども、これは暴言ですよ。課長、どうお考えでございますか。

○平井政府委員 大蔵大臣も御答弁申

し上げたと思いますが、審議会の御答申については、事柄の性質によりまして、できるだけこれを尊重して参ることは、基本的には大臣の考へへの通りでございますが、ただ問題の性質によりまして、やはりすべての点について審議会の御意見をそのままお受けするわけにはいかないこともあるというふうにご了解しております。

○川村(維)委員 答申はいろいろ述べておりますけれども、年限を二十年にしろとか、折半にしろとか、そういうような都合のいいところは遠慮なくとりつておられる。そうでしょう。ところが、人事院の勧告を見ても、公務員制度の答申を見ても、地方制度の答申を見ても、社会保障審議会の答申を見ても、これは全部、国が相当部分——数字で言うならば、給与費の一分割、事務費等は全額国が負担すべきであると書いてある。それを全然踏みにじるというのは、大蔵省としてあまりひどいと思ふ。これは公経済の問題とは別に、答申はもっと尊重するべきではないか。私はそう思うのです。つい二月の末、先ほど私がちょっと指摘しましたように、社会保障制度審議会の答申にもこういうことを書いておられる。もう一ぺん読みます。「長期給付については直接国庫負担を行わず地方交付税の増加によって賄われるが、これは、本来の目的に沿った配分は困難であり、不合理な結果を生ずる。年金に対する国庫負担はすべて社会保障の見地から各制度を通じて一定の原則によって考へらるべきである。」と述べておられる。大蔵省の考へ方は、いわゆるそらばんずくと

申しますか、もちろんこの共済組合は保険制度の建前に立っております。ところが、国家公務員や地方公務員のこのような制度は、生命保険会社のよう、ただ保険制度とか保険経理とか、そういうものだけで律するべきものではないでございましょう。やはり公務員という特殊な立場に立ったところの社会保障というものを考へてやらなければならぬ。私はそう思う。私の考へ方が間違つておたら指摘して下さい。そういう点や、先ほど大臣にも申したような考へ方からいって、皆さん方大蔵省は、これらのすべての答申を尊重して国庫負担を考へるべきであると思う。交付税に出ているからいいじゃないか、それは言わぬで下さい、考へ方が別だ。私はそう思う。これはいかがでございましょうか。

それと、いま一つ、この社会保障制度審議会の言つておられる「地方交付税の増加によって賄われるが、これは、本来の目的に沿った配分は困難であり、不合理な結果を生ずる。」と言つておられる。給与課長、あなたはこの言葉をどう解釈しておるか、これを一つ聞かしてもらいたい。

○平井政府委員 必ずしも私どもの所管事項ばかりの問題ではございませんので、あるいは当を得ていないところがあるかと思ひますが、国庫負担の問題につきましても、大蔵省といつたしな、いろいろな答申などを拝見したしな、慎重に検討したものと了解いたしております。

○川村(維)委員 これは、行政局長、ちょっと聞かせておいて下さい。今私が申し上げましたが、もっと前から説

みますと、「長期給付については直接国庫負担を行わず地方交付税の増加によって賄われるが、これは、本来の目的に沿った配分は困難であり、不合理な結果を生ずる。」これはどのようにならざるべきか。これは、どうも一つ詳しく説明をしていただきたい。

○佐久間政府委員 この答申の御趣旨は、前段は先ほど先生のおっしゃつておられた通りでございしますが、この「本来の目的に沿った配分は困難であり、不合理な結果を生ずるが、たとえば交付税にいたしました場合には、不交付税に、それと指摘した、このための経費だといふのはつきりしたもののついた配分がでないというふうなことも、ここでお考へになつておられるのではなからうか、かように推測をいたしておるわけではございませんか。

○川村(維)委員 いろいろ角度を変えて解釈すると、これは審議会の皆さん方に聞いてみなければほんとうの意図するところはわからぬのでありますけれども、われわれが地方財政の立場から考へると、今、課長の言われたように、やはりこの問題を交付税によつて処置しようという考へ方は不合理だ、私はこれを指摘していると思ふので、きょう午前中でございしたか、

滴井委員も何か二重払いだといふような理論を言つておつたようでありまして、二重払いであるか、あるいは過剰な払いであるか、それは別として、皆さん方が交付団体の必要経費として考へておられたのは、今度財政計画の中に入つてきた十五億、これだけでなく、大体の計算は三十六億

くらい考へておられたのじゃありませんか。

○佐久間政府委員 大体は例の七十五億というものを予算要求をいたしておりましたが、そのうち十八億は事務費でございまして、それを差し引きしますと五十七億程度になります。そのうち二十六億程度は義務教育職員の関係でございまして、これは国庫負担にございまして、先生のおっしゃつたように、大体三十億程度ということになろうと思ひます。ただしこれは一年分として要求いたしておるわけではございません。

○川村(維)委員 おそらくその数字の根拠は今お話の通りだと思ひますけれども、交付税でやるといふことになりますと、これはまたちょっと蒸し返しになりますけれども、不交付団体は金を持つておるからといって、そういうふうな手当というか、そういう措置は財政計画上は出てくるかもしれぬけれども、今お話のような基礎計算から考へていけば、恩典と言つたらおかしいかもしれぬけれども、そういう財源はもたらわれないことになるわけですね。それらの点が地方公務員を相手に考へていく社会保障制度としての共済組合のあり方にやはり問題があるといふことじゃないか。それが社会保障制度審議会のこの言葉に現れてきていて私は思ふのです。そのように考へて差しつかえございせんでしょうか。

○佐久間政府委員 御答申の趣旨は、審議会の先生方によくお伺ひしてみないとわからないと思ひますが、私もおそらく先生が今おっしゃつたような意

味で書かれておるものであらうと存じます。

○川村(維)委員 そこでまた初めの言葉に戻りますが、私は率直に申し上げてこういう制度ができることに決して反対ではございません。ところが問題の中身を考へて参りますと、これを是非でも早急に成立させ実施させる必要というものが、まだどうしても私には浮んでこないのではありませんか、その点は一はつきり申し上げておきたいと思ひます。

それから、次の問題でございしますが、きのうの論議にも出ておりますけれども、この千分の四十四という考へは、これはただ単に国家公務員がそう出ているからというので右へならななされたのですか。あるいは何か地方公務員についての基礎的な調査の上に立ってなされたのか、その点をもう少し聞かせてもらいたいと思ふのです。たとえばいろいろ公務員の実態を調べて計算が出てきたのか。その他のいろいろの根拠によつてお出しなされたのか。

○佐久間政府委員 地方職員共済組合につきましても、言いかえますれば、道府県の職員につきましても、三十年から三十二年までの三カ年間にわたる時期をとらえまして、全職員の一割の抽出の実態調査をいたしました。その調査の方法は、国家公務員共済組合を作ります際に国家公務員についてとられた方法と同じ要領によつて調査いたしましたわけではございません。公立学校職員共済組合の対象になる公立学校の職員につきましても、昭和三十三年、三十四年の時期をとらえまして、やはり同様な方法によつて調査をいたしましたわけ

は、国家公務員共済組合法のとくにいたしまして調査の資料をそのまま使っておるわけでありますが、以上申しましたように、それぞれ実態の調査をいたしたものでござりまする計算をいたしたのでござりまする。

○川村(継)委員 都道府県については三十二年度末の公務員の一割の抽出調査をやった。その方法は国家公務員にやると同じ方法でやった。そのほか同様に準じて幾つかの実態調査をやった。そうしたらしくも国家公務員と同じように千分の四十四というものがはじき出されているが、千分の四十四というものが出て参りました計算根拠というものはどこにあるのでござりまするか。

○松浦説明員 今局長からお話し申し上げましたような一割の抽出調査によりますデータをもとにいたしまして、脱退残存率あるいは給料指数その他保険計算のとりまじり算定をいたしました。それを法律に定めてあります百分の四十五、百分の五十五の割合に按分をいたしました結果、組合員の負担分が千分の四十四、団体の負担分が千分の五十五、こういふふうに算定をいたしておるわけでございます。

○川村(継)委員 今のやり方でやると、この制度を実施するに於いて、大体本俸のどれくらいいのが必要だ、こういう計算が出てきたわけでしょう。それは一体どのくらいいなんですか。それをおそらく今おっしゃったように折半するとかどうするとかいふ形ではじいておられると思うのですか。

○松浦説明員 地方公務員共済につきましては、ただいま申し上げましたよ

うな算定の方法によりまして、本俸に対する割合として千分の九十九・四七、公立学校共済につきましては千分の九十九・六四、それから警察の一般につきましては千分の九十九・一〇、そういう計算をいたしております。

○川村(継)委員 わかりました。それらの計算は三十二年のいわゆる実態調査に基づいておる。そうなりますと、非常にむずかしい調査でありまして、が、しかも都道府県の一割の抽出調査をやった。これは抽出の調査そのものに疑問が一つ出てきますけれども、これはおそろしく全部の公務員をやるわけには参りませんから、まあそれはそれといたしまして、私たちがきのうから問題にしておるのは、それらの実態調査をされたのは三十二年度のものである。

三十二年、三十四年、三十五年と三十六年のをやれと言つても無理かもしれませんが、その辺のものがどうもはつきりしないと、経理の見通し、そういうものがうまく出てこないんじゃないかというの、きのう山口委員が指摘した点であつたと思うのであります。そうしますと、この点から、私、また最初の言葉に帰るわけですが、れども、もう一ぺんなるたけ新しい資料で、三十四年なら三十四年、三十五年なら三十五年、はじきなおしていただいて、それらの計数整理をなさることをいいのじゃないか。私がこう申しますと、それは先生大へんだ、あるいはうっかりすると千分の四十八になるかもしれないとおっしゃるかもしれない。私はなつてもいい。あるいは千分の四十でとまるかもしれない。そういうようなものを何かやっていたらだかければ、このまま千分の四十四で納得

しろ、このままのめ、こう言われてもどうもびんとこない気持ちがいたします。それが一つ。

もう一つは、きのうからも議論になっておりますところのいわゆる費用の問題ですね。整理金と言われるようなあの問題で、これをやはり考へて参りまして、財政課長、八千億なら八千億というものがまるまるここにりっぱにあつたとする。そうしてその後半年を初年度として毎年々々それらの費用が、いわゆる利子分だけでも繰り込まれて積み立てられていくということになりますならば、これは経理運営は非常に楽になるのでござりまする。これはさう言えますね。これはしるゝとの言ひ分ですから、一つその点はきりお示しいただきたい。

○佐久間政府委員 第一のお尋ねの点でございますが、なるほど調査をいたしました時期が少し古いわけでございますが、三年間かかって準備をいたしておりましたので、その準備を始めた当時のものを用いたわけでございます。その後の数年間にいろいろな計算の基礎になりました数字がかなり異なつておるやうなことも予想をいたしております。しかし、何分この調査は大へんめんどやうな調査でございますので、これをいたしますのに相当年月も要するわけでございますので、私どもも考え方といたしましては、この際は三十二年度の当時のデータによりまして出しましたもので自治大臣が告示をいたしまして、一応それで出発をいたしまして、さうそく綿密な前歴調査等をも一度実施いたしまして、その結果によつて修正すべきであれば修正をいたして参る、かような方法をとつて参り

たいと考へておるわけでございます。それから第二の追加費用の点でございますが、この追加費用をどういふふうに毎年々々予算的に措置をしていくかというやり方につきましては、いろいろな方法を検討していかなければならぬと思つてござりまする。先生のおっしゃいましたように、毎年々々利子の分だけを繰り込んでいくということも一つの考え方であるかと思つてござりまする。しかし、これらの点につきましては、国家公務員の場合にもまだ結論を出しておらないのでござりまする。その結論が出ますのを待つて、それも参考にいたしまして、地方公務員共済組合の場合もきめて参りたい、かように考へておるわけでございます。

○川村(継)委員 追加費用の本年度の繰り入れは十五億でしたか、三十億でしたか、きのうお答えがあつたようですが。

○佐久間政府委員 国は二十億でございます。

○川村(継)委員 地方公務員共済制度と国家公務員共済制度では該当の人員が相当違いますね。これは数字をあえて言わなくてもいいと思つて。その場合に、国が本年度二十億、そうすると、地方公務員共済の方にまた同じように二十億、同額入れるわけですか。

○佐久間政府委員 国家公務員の場合、本年二十億でございますが、地方公務員の場合には、お話しのように全体の対象になる組合員の数が多々ござりまするから、その数の割合も考えまして、地方公務員の場合に措置する額はきめて参りたいと思つておりますが、いづれにいたしまして、本年度は十

月一日から発足の予定にいたしておりますので、本年度は措置をいたしまして、明年度から措置するようにいたしたいと考へております。

○川村(継)委員 きのうの山口委員の質問でしたか、伊藤委員の質問でしたかよく存じませんが、初年度二十億、次に二十五億、三十億と段階的にお示しになった。地方公務員の方も大体同じような形で考へられておる。私は、その点について自治省当局は何か不合理を感じられておるのじゃないかと思つて。地方公務員は膨大な、国家公務員をはるかに上回る組合員がおるわけですから、やはりそれに合った金額を考へるのが至当じゃありませんか。その考へ方は間違ひではないでしよう。

○佐久間政府委員 その点はそのように考へておまして、国家公務員が二十億なら、地方公務員の場合には、それに相当する全体の組合員の数なり、給付の全体の総額なりの割合で算出して参りたいと思つております。

○川村(継)委員 くだくは申しませんが、そういう問題を実は解決しておいてもらいたいですね。今すぐ解決しろと言っても、またあなたたちは、むずかしい、計算がどうだ、前歴を調べなければどうだといふふうにおっしゃるに違ひありませんけれども、そういうものこそ三十五年なら三十五年、三十五年と言つてまた変になりますけれども、三十六年なら三十六年の実態に基づいて本年は何億、これだけ入れたのだけれどもこれだけしか入れられない、五十億なら五十億、百億なら百億入れる、そういうものを大蔵省と自治省とよく話をされて、そしてちゃん

とつかんで、それが今度計数の上に出
てくる。そうすると、そういうものが
合わさって年々先伸びでいった場合に
どういう状態になっていくか、こうい
うことを考えていただきたいと思う。

そこで、時間が参りましたから、ま
だ小さいことはあるのですが、これで
やめまされども、それらを検討して
から、そして公務員の諸君が安心をし
てやっていく状態にして発足をさせ
るといふことがいいのじゃありません
か。私は一つ、二つの例を申し上げま
したけれども、こういう状態で無理を
して、それは無理をしてやっても来
年、再来年くらい何もごたつくこと
はおそらくないとは思いますが、これ
もそれはやはり責任ある者としてはど
うやるべき態度ではない、こう思っ
ておるわけですか。しかも、ついでに申
上げて終わりますが、この法律案の中
身を見て参りますと、地方公務員につ
いては負担分をちゃんと書いておるけ
れども、今度一緒に参ります地方議
議員の年金問題についての負担分
は、ただ政令にまかせると書いてあ
る、それから市長等のいわゆる特例
というものの見方、こういう点等にも
やはり問題がすつきりしない。これは
指摘しておきますから、あなた、い
ざお答えいただきたいと思いますが、
今私が申し上げました百六十七条、共
済年金の給付に要する費用は、議員の
ほか地方公共団体が負担するとして、
その率は自治省令で定めると書いてあ
る。ところが一般職員の場合、これは
百十三条ですが、一般職員の場合には
ちゃんと負担率が書いてある。そう
なると、その辺の理由も聞かなけれ
ばならないし、そういったことを法文

の上に、ただ自治省令でやる、それで
いいのかどうか、何のために地方議員
のものも統一したのか、いろいろ問題
が出てくるわけですか。これで終わら
ずから、お考えをちょっと聞かして下
さい。

○佐久間政府委員 地方議会議員の今
お尋ねの点でございますが、掛金は百
六十六条第二項で月額百分の五とい
うふうに法定をいたしております。そ
れから百六十七条の地方公共団体の負
担する分でありまして、その地方議会
議員の年金の建前は、現在の互助年金
法の建前を大體踏襲いたしております
ので、原則としてはこの百分の五の掛
金でまかなって参ります。不足する
場合に地方公共団体が負担をする、こ
ういう考え方をいたしております。こ
で、掛金の方だけ率を書きまして、地
方公共団体の負担する分は自治省令に
譲るようになしたわけでございます。

○渡海委員長代理 二宮君。

○二宮委員 大臣も政務次官もおらな
い委員会ですから大して質問もできぬ
と思ひますけれども、時間も大体六時
までという約束でありますから、一応
資料だけお願いしておきます。

平井給与課長おられますか。――国家
公務員の退職の平均年令数、これを男
女別に分けて資料として御提出をいた
だきたい。どこかにあります。われ
われがもらっておるところにあるな
ら、何ページにあるというのを指摘
して下さい。

それから警察庁の関係おられますか、
前田さん。警察関係の、三十五年くら
いの、大体一番近く計数のとれるとこ
ろでいいのですが、退職の年令別、こ

れは婦人警官で五十までやるような人
はないでしょうから問題にはなるまい
が、国家公務員になる人もあろうと思
いますから、それらも含めて――警察
関係の給与というものは僕はちょっと
強くない、弱いのです。いろいろ階級
によってまた給与ベースが変わるだろ
うと思ひますが、大體の退職の年次に
おけるそれぞれの階級別の給与とい
うもの、ここに出ておるあなたの方から
もらった資料を見ただけでも、大へん
むずかしい資料でちょっとわかりか
ねる点があるので、それを一つお願い
したいと思ひます。

それから委員長を通して頼んでおき
ますが、文部省関係の義務教育職員、
これの男女別の退職平均年令数、こ
れは小、中、高というふうに分けてお
出した資料。ほかのもう触れた問
題に触れないその資料を文部省に提出
をさせていたいただきたいと思ひます。

それから、自治省には県庁職員ある
いは市町村職員、議員というものは
入った問題にならぬと思ひます。か
ら、ここにいろいろな組合、連合体を
作る組織の別に分けてあるグループが
ありますから、それらの大體退職の年
令平均というものを一つお出しいた
だきたいと思ひます。それあります

ここにしておきますか。今どこかにあ
れば、私がそれを見ますからお示し下
さしてもいいです。なければ、あとで
出していただいたもので検討してい
きたいと思ひます。

○渡海委員長代理 二宮委員に申し上
げます。ただいま私に対する御要望も
ありましたので、順次当局の方からか
わって答弁させます。

○平井政府委員 三十六年度の調査に
おきまして、年次別、年令別脱退率と
申しますか、退職率はわかりました。
だ、男女に分けたというものがござ
いせんので、これを全部やることにな
りますと、一度再計算をいたさなけれ
ばならぬので、ちょっと時間がかかる
と思ひます。とりあえず、もしよろし
ければ男女一本で出させていただけ
ばけっこうだと思ひます。

○二宮委員 私は先ほど質問したよう
に、地方公務員のこの制度を考える際
に、若年停止で特に被害の大きい女子
職員というものがありませんから、国家
公務員の共済年金を作るときにはこの
問題はおそらく問題にならなかつた
らうと思ひますが、しかしながら、今
度はこの問題が非常に大きくクロ
ズ・アップされる。そこで、それを一
つ国家公務員と地方公務員との比較を
してみたいという資料にはいいわけな
んです。それで男女別というものがな
いという意味がないのです。国家公務員
の中には、退職年金に該当するような
ものを支給されるような女子職員とい
うものはおそろしく少ないのじゃないか
と思ひますのですけれども、それを比較
してみたい資料として御提出をお願い
したいことなんです。

○杉江政府委員 文部省に対する資料
の御要望については承知いたしましたし
た。

○松浦説明員 県庁、市町村別の男女
の退職年齢という御要求でございます
が、御承知のように一般地方公務員関
係につきましても、共済制度のような
統一した制度が行なわれておりませ
んので、どの年齢層がどの程度やめて
おるかという点についての資料を持

わけておらないわけでありまして、ま
ことに申しわけなく存じます。が、県
庁、市町村につきましても、年齢別の
退職率の資料だけ持ち合わせており
ます。これをもって御了承願ひたい
と思ひます。

○二宮委員 できれば一部でもいいで
すから、比較検討してみたいという資
料がほしいのですから、ないというの
じゃちょっと話にならないのです。町
村別に、どこかの町村を抽出するとか
いう格好でもいいですが、そうなれば
あまり信憑性はないと思ひますけれど
も……。しかしながらこれは法の恩典
を受けるバランスという問題から考
え、やはり比較をしてみなければな
らぬ面があるかと思ひます。大し
て大きな問題でないけれども、でき
ばそういう資料というものを提出して
ほしい。できなければ今言ったような
一部分のものでもいいと思ひます。
それをぜひ一つお願いしておきたい
と思ひます。それは資料として、平井課
長さんきょうでなくてもいいのです。あ
とでお出し願ひばいいです。……。

○平井政府委員 全体の脱退率は先
ほど申し上げましたように資料として御
提出できると思ひますが、男女別につ
きましては、実は原票から全部やりま
せん。と正確なものがありません。大体十
万近い原票がございまして、簡単に
は数字がないと思ひます。従つて大
ざっぱな推定でよろしいければ、大體の
率は計算できようかと思ひますので、
それで御了解願ひれば比較的早く出
せられると思ひます。

○二宮委員 私がほしいと言つた趣旨
は御承知いただけたと思ひます。しか
し非常に困難なものであれば、できるだ

け信憑性の置けるものをお出しただけ
ければ、それをかげんしてこっちは見
ていくということにしたいと思いま
す。

それから文部省にもう一つ頼んでおきたいと思います。教員の需給関係、教職員の養成学校の募集人員、卒業人員と、それから実際の小、中校における教員の採用数、所要数ですね。荒木さんは、女の先生だけで行ったら、五十五までは若年停止だから五十五までやめぬでもいいだろうということを言つたようですが、そうしたら卒業した先生はどこに行つたらいいか。これは文部大臣に聞かなければならぬと思いますが、そんなばかな話はでまかせに口にすべきことではない。地方には非常に深刻な採用難があるのです。それは文部省なりそのほかの教員の養成関係と需要関係のバランスがとれないからそういうことになっておる。従つて、そういうことがもしわかれば、一つお出し願いたいと思うのです。

それから、大臣お見えになりましたから、時間がありませんのでちょっとお尋ねしておきますが、大体きょうの午前中からの質問をいろいろ聞いておりますと、先ほども大蔵大臣にちょっとお尋ねしたのですが、どうも国家公務員の共済年金の方があるものだから、非常に種々雑多なものがある市町村の組織なりあるいは恩給制度なりを一本にするという困難な問題をやる際に、どうも国家公務員に準拠してやろうという安易な方法を少し取り過ぎておる。国家公務員に対する共済年金制度で悪いところがあれば、この際、それを乗り越えて、是正していくというような態度と気魄はなかったのかどう

かというようなことを、私は皆さんが質問している間に感じたのです。あなたも自治大臣になられて、自治庁から自治省になられたということで、地方の自治団体に対する財政の確立なり、それらに入って仕事をしている人々の身分確保なり、こういう共済制度なりというものについては、責任を持ってやらなければならぬ立場にあるう、こう思うのです。先ほど大上さんは、残念ながら荒木文部大臣と同じように大蔵省に敗れましたというようなことを言うておられたが、そういうことでは自治省というものの値打ちはないと私は思う。先ほどもちょっとヤジったのですが、自治庁に格下げしなければならぬと思うのですが、どうもそういう熱意が足りないのではないか。国家公務員共済年金制度にあまりにたより過ぎてゐる。これを乗り越えてはならぬのではないかというような考え方で、非常に既得権を持ち、期待権を持っておるいろいろの種類のものを一本にまとめて、それに右へ習えしてしまつておる。どうも答弁を聞いておると、国家公務員がこうですからこうやりましたというような答弁が非常に多いのです。そういうようなことについてこの際自治大臣の、この問題を提案するまでに至る気魄のほどを示しておいてもらいたい。かぶとをぬぐ大臣ばかり多いのでは実際困るのです。

○安井国務大臣　御承知のように、この法案は初めての統一的な整理をする法案でございます。また将来を予測して現在の計算時点に立つてやるものでありますから、御検討いただいておりますうちにいろいろ問題もあらうかと思ひます。しかしいろいろ複雑な団体を

まためて統一した制度をしくという建前、それから長い将来の保険会計の見直しをつけると言う仕事、これはかなりの正確さを期すると申ししましても、おのずから限度があるうと思ひます。そこでそういうような点、できる限りの調査をいたしました上で、この共済制度というもののあり方から見て、その基本的な骨組みの考え方は、国のものと同じでやることが望ましい、こういふふうに判断をいたしておるわけであります。そしてまたいろいろ将来にわたって若干修正を必要とするような点点もあるいは出るかも知れません。これはしかし三年なり五年なりやっておりまして、その過程においてできる限り今後必要な修正を加えていくのがよろしいのではないか。しかもその間におきましては、できるだけ経過措置を設けまして、従来の既得権についてはこれを侵さないようにというふうな、できる限りの配慮をいたしておるわけでありまして、従つて、ある程度の仮定の数字の上に立つた長い将来の見通しというものにつきましては、いろいろ御疑念もあるうかと思ひますが、この点はやらせていただいた上で、そしてまたさらに再計算してみたい、こういうふうな考えておるわけであります。

○二宮委員 自治大臣、この制度についてはやはり地方公務員は、知事さんも含めてあなたを母とも思ってたようにおるわけです。ところが、出てきたものはあまり芳しくない。この制度は、制度の上から言ってりっぱなものではない、こういうような感じがするのです。そういう点については三年か四年やってみてそうやろうということでは

なくて、実際問題は出発するところからりっぱなもので出発しなければならぬ。あなたはそういうことでその場

のがねのようなことを言うかもしれないが、あなたがいつまでも自治大臣をやっておるわけでもないだろうし、前の大蔵大臣が言うたことを今の大蔵大臣は忘れておるといふことだし、そのようなその場のがれのことでなくて——これを多数で押し切って発足してみたところで、皆さんに喜ばれない制度になってくる。それから三、四年たって後に、経験を積んでやってみよう、こういう態度というのは私はとるべきではないと思う。それよりも、むしろ国家公務員と地方公務員の調整を加えながら、やはり大蔵省との交渉を

力がなければいけない、私はこういうように考えておりますが、時間が来ましたから……。

○安井国務大臣　私の申しましたことが誤解があるといけませんので、私は不備だらけのものを初めから承知して出して、これを直していけばいいと考えておるものではないのでありまして、この時点におきましては、おれわれでできるだけの努力をいたしまして、検討し、調査をして、最上と思われるものを出したつもりであります。しかし長い将来を見通した保険会計の上に立ちますから、やった上でまたさらに必要なものがあれば、これをまた検討して修正するにやぶさかではありません。

また國家公務員との関連におきましても、これは基本的にはやはり公務員の共済制度でありますから、基本的なものではできるだけ國の制度と同じような仕組みにするのがよろしかろうというふうに私ども考えておるわけあります。しかし地方の特性をできるだけ生かすという意味におきまして、資金の運用の面とか、あるいは審議会とか組合会等の運用の面につきましては、何も國と同じようなことを考えておるのではないのであります、相当地方の特徵も生かすように、われわれとしては相當な努力も払ってきておる、こういう点もお認めを願いたいと思う次第であります。

○川村(總委員) 時間が大へん過ぎたのですが、大臣がおいでになったので、実はさっき大臣がおられましたら私がお尋ねをしようと思ったのですが、もうお尋ねすることはやめます。

大臣は、今、二宮委員の質問に答え

て、お気持ちを述べられたわけですね。き
のうから自民党の伊藤委員、それから
私の方の山口委員、滝井委員、太田委
員、続いて二日は質問をいたしまし
たが、これらの質疑を通じてあらゆる
問題を考へてみて、どうも納得でき
るものがまだ出てこないのですよ。こ
れではやはり地方公務員の諸君も喜ん
で参加をするというものが生まれな
いんじゃないか、こういうふうに私は考
えております。大臣、何でお忙しいか
知りませんが、残念ながらこの
大事な地方公務員の共済組合法の審議
にほとんどお顔を出していただけな
い。これらの質疑の内容については
お聞きになっていない。そこであなた
は、今あなたのお考えだけでお述べに
なされたわけですね、あとで事
務当局からでも、一つ委員が質疑いた
しました点等をぜひお聞き取り願
いたい。同時に、私が読むのはどうも失
礼かと思ひますので読みませんが、
御存じの通りに、本年の二月二十七日
にあなたの方から社会保障制度審議
会に意見を求められた、それについて
の答申が出ておる。いろいろの意見
が出ておりますけれども、その中で、
あなたの方からいただいた資料に重要
と思われる数項目が抜いて書いてあ
る。その第一は、先ほど私質疑の途中
で読んだのですが、第二、第三、第
四、第五、第六、第七、第八と、大
臣、お忙しいでしょうけれども、これ
をぜひもう一べん読んで下さい。第一
は、先ほど私、読みましたが、次に「財
源関係の基本である保険数理計算は多
くの地方公共団体を包含する関係上最
も慎重であるべきなのに、その準備
は不十分であり、将来に大きな問題と

なるおそれがある」ということが、社
会保障制度審議会の答申の第三番に書
いてある。また「在職期間通算のため
の責任準備金の移換方法について極め
て安易な考え方をしているが、その実
行には懸念がもたれる」とこれはきのう
私ちょっとお尋ねした問題であります
が、こういうようなことが幾つか書い
てある。そうして最後に意見を付し
て、「したがって本審議会としては本
案を実施することが適当である」との結
論には達しなかった」という答申が二
月二十七日に出ておる。詳しいことは
読みませんが、ぜひ一つこれを読んでお
うけれども、ぜひ一つこれを読んでお
いていただきたい。また後日時間をい
ただいて、いろいろお考えを聞きたい
と思ひます。これをお願いをしておき
ます。

○安井国務大臣 承知いたしました。
御答申につきましてもいろいろ御意見
のあることも承っております。ただ、
地方制度調査会等では、早急にやれと
いう御答申もある際でございます。す
で、そういった社会保障制度審議会の
御答申のいろいろな御指摘の点につ
きましては、今後でもできるだけ勉強し
て、そういった懸念の、欠陥のないよ
うにはかかっていきたいと思っております。

○二宮委員 先ほど調査を依頼した問
題がございますので、その調査が出ま
してからそれに基づいてまた質疑をい
たしたいと思ひます。きょうは時間が
ありませんから、これで終わります。

○太田委員 関連。安井自治大臣にお
尋ねしますが、先ほど来あなたの方の
局長さんや課長さんにお尋ねしてい
たのですが、なかなかいい答弁をいた

かなかたのですよ。それは特に既得
権の問題などにあるのですが、特に既
得権の問題に非常に不安を感じる点が
あるのです。いい制度をとっていいと
ころが今度の共済組合法で悪くなっ
た。たとえば掛金がゼロであった、二
%であったところがたぐささんあ
ります、それが四・四%に統一され
る。それからその他の給付でございま
すが、給付もこれからは全部新法に
よって統一して、今までの特別いいと
ころ、たとえば十五年で年金がついて
いたとか、十七年でつくようになって
いたとかいうところなども、それはほ
とんど画餅に帰してしまつて、新しい
人は全部二十年になるということで
す。若年停止のことを言っておるの
はあります。そういう地方自治体の
特例というものを、条例によって付加
給付の形で定めて、今までのいいと
ころと今度の足りないところを埋めると
いうことはあつてもいいではないかと
いうことをお尋ねしたのでありますが、ど
うしてもそれをあなたの方の局長、課長
は、腹を合わせてできないでないと
おっしゃる。こういうところが私はど
うも不満でしようがないが、大臣、あ
なたの先ほどの考えから、一つずば
りとその自主性は尊重してもいいでは
ないかというところをおっしゃって
いただきたいと思ひますが、どうでしょ
うか。

に実績上の保険計算が明確になつてく
れば、何も四十四に絶対こだわらなけ
ればならない性格のものではなからう
と私も思っております。

なお既得権につきましては、年限その
他のものにつきましては、できるだけ
既得権の部分についてはこれを尊重す
るという建前をとっておりまして、経
過措置でいろいろ処置をいたしてお
ることは御承知の通りであらうと思ひ
ます。ただ二十年になるということも、
これは国の公務員、地方の公務員が同
じようなシステムになるという建前か
ら、二十年というものが将来通則にな
ることは、これはもうやむを得まいか
と思ひます。しかしそれにかわつてこ
の給付自体もよくなつてくるというこ
とも言えると思ひますので、一つ御了
承を賜りたいと思ひます。

○太田委員 年金率のいい団体という
のがありますね。横浜、京都、大阪、
守口、伊丹、松戸、八戸、仙台、東京
の退職年金率のいいところの団体に
対する経過措置ないし特例は認めるの
でしょう。

○佐久間政府委員 今御指摘になりま
した非常に率のよいところで、この新
しい法律によります給付よりも上回
つた給付が従来なされておつたという
ところにつきましては、施行法の経過規
定によりまして、法施行の際に職して
おつた者につきましては、その差額を
保障するということになっておりま
す。

○太田委員 それは佐久間さん、これ
からその組合員になる人も、ことし
入った人も、十年、二十年、三十年と
いう人もみんなそれによってやれる条

例を作るのですね、そういうことじゃ
ないですか。

○佐久間政府委員 これは法施行の
際、現在に職しております者について
の既得権の保障という趣旨でございま
すから、これから新たに入りまして
につきましては適用がございませ
ん。

○太田委員 そうすると、やはり既得
権というのは、現在おる人が経過年
に充てて認められるだけなんですね。
人は全部その率になるのですね、時
がくれば。

○佐久間政府委員 現在に職してお
ります者につきましては全部でござい
ます。結局、その人がこれから先何年
たつてやめますか知りませんが、その
退職をいたしました際に、退職年金の
額を計算をいたします場合に、この新
しい法案によって計算をいたしました
額よりも、従来の条例の規定によつて
計算いたしました額の方が上回つてい
る場合には、この差額だけをその地方
公共団体が特殊な給付として支給がで
きる、こういう規定を設けたわけでご
ざいます。

○太田委員 そうすると、昭和三七
年四月一日に就職した、大学ないしは
高校を出た人も、五十一才なら五十
一才、五十五才なら五十五才で退職す
るときに、現行の年金率によつて計算
する、そういうことになるのですか。

○佐久間政府委員 昭和三十七年の四
月一日に入つた者は、この法施行の際
に職する者でございまして、先ほど
申し上げました規定の適用の対象にな
るわけでございます。

○太田委員 その制度がやられるもの
ならば、その他の給付の特別いい条件
をとっているところの人たちに対し

て、もう少し幅広い付加条例を認めてもいいじゃないかということになりませんか。今まであなたは、十年なら十年いたから、それを今年を二年に換算して、二十年に換算するとか何とかというふうな、過去の実績だけに特例を認めるということではなくて、現在そこにいた人はそういう特例を認めるという制度があるならば、掛率二%のところは現在いた人は、二%ずつと認めてもよさそうなのですね、それはどうして認めないのですか。

○佐久間政府委員 掛金の点につきましては、先ほども申し上げましたように、従来の方式を保険数理による新しい方式に切りかえました。建前を変えました関係でございまして、これは新しい方式に全部統一をする。従来掛金の点で若干有利な点がありまして、それは既得権として保障はしない、こういう方針をとっておるわけでございます。

○太田委員 そこで大臣、今の局長さんのお話のように、年金率というのは、現在在籍する人がやめるまで今までの割のいいものを適用する。今までの掛金とか、あるいはその他の最低年限というふうなものがありますね、そういうものは認めない。何かこれは不均衡でありまして、同じように認めたらどうか、この方が筋が通るじゃないか、筋の通るようにした方がいいじゃないかと思いますが、大臣どうですか。

○安井国務大臣 それは掛率の方のお話でございましょうか。

○太田委員 ええ、掛金、それから年限です。

○安井国務大臣 掛率の方につきまし

ては、やはり一つの基準になるべき四四というものを、新しい制度のもとでありますから、これは採用せざるを得ないと思っております。年限につきましては、今も局長が御答弁申し上げましたように、その既得権の部分についてはそれぞれ経過措置でもって認めていく、こういうふうなことにいたしておるわけがあります。

○太田委員 だから大臣、そういうことなら、いっそのことこれは除外した方がよいんじゃないかと私は思うのですよ。

年限の方ですが、かりに十七年として一十七年が非常に多いのですが、十一年以上在籍すればということ、十一年ということに一つのポイントを置いて、十七年に換算し、十七年で認める。五年から十一年までの間は十八年で、五年以下の者は十九年に入るなら、その程度なら歩み寄ろう、こういうようなことにしたしかたがあるのですね。そうでしょう。だったら、年金率だけは今在籍する者に全部認めようとするなら、最短期間が十七年なら、十七年そこに在籍したら、全部同じように認めたらいいじゃないか、えこひいきがある、片手落ちがあるから、それを何とかしたらいいいじゃないかと、私は痛切に感じるのです。それは何かあなたの方の説明の違いじゃありませんか。

○佐久間政府委員 給付の内容の問題と、掛金の率の問題とは、性質が違ふと思うのでございます。掛金の率の方は、従来の恩給方式をとるか、あるいは保険数理に基づいた積み立て方式をとるかということによって、掛金の率が違ってくるわけでございますから、

これは制度の立て方が違ったので、新しいものに全部統一をしてもらう、ただ給付の内容につきましては、既得権をできるだけ保障をしていこう、こういう考え方をとったわけでございます。

○太田委員 だから除外することはできませんか。大臣、どうですか。適用除外は認めませんか。

○安井国務大臣 これはいろいろ技術的な御議論もあらうかと思いますが、統一的な制度を作るといふ建前でありますので、今、局長が申しましたように、率是一定の基準、そうして年限について給付の額をそれぞれかげんをしていって、既得権を認めていくということが、現在一番好ましかろうと私も思っております。

○渡海委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

午後六時三十九分散会

昭和三十七年五月十日印刷

昭和三十七年五月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局